



文部科学省



令和7年度

学校魅力化フォーラム 行政説明資料



1/30^⑤ 10:00~12:30

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課 教育制度改革室

概要

1. 公立小・中学校の状況
2. 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
3. 学校教育を取り巻く状況
4. 持続的で魅力ある学校教育のための取組

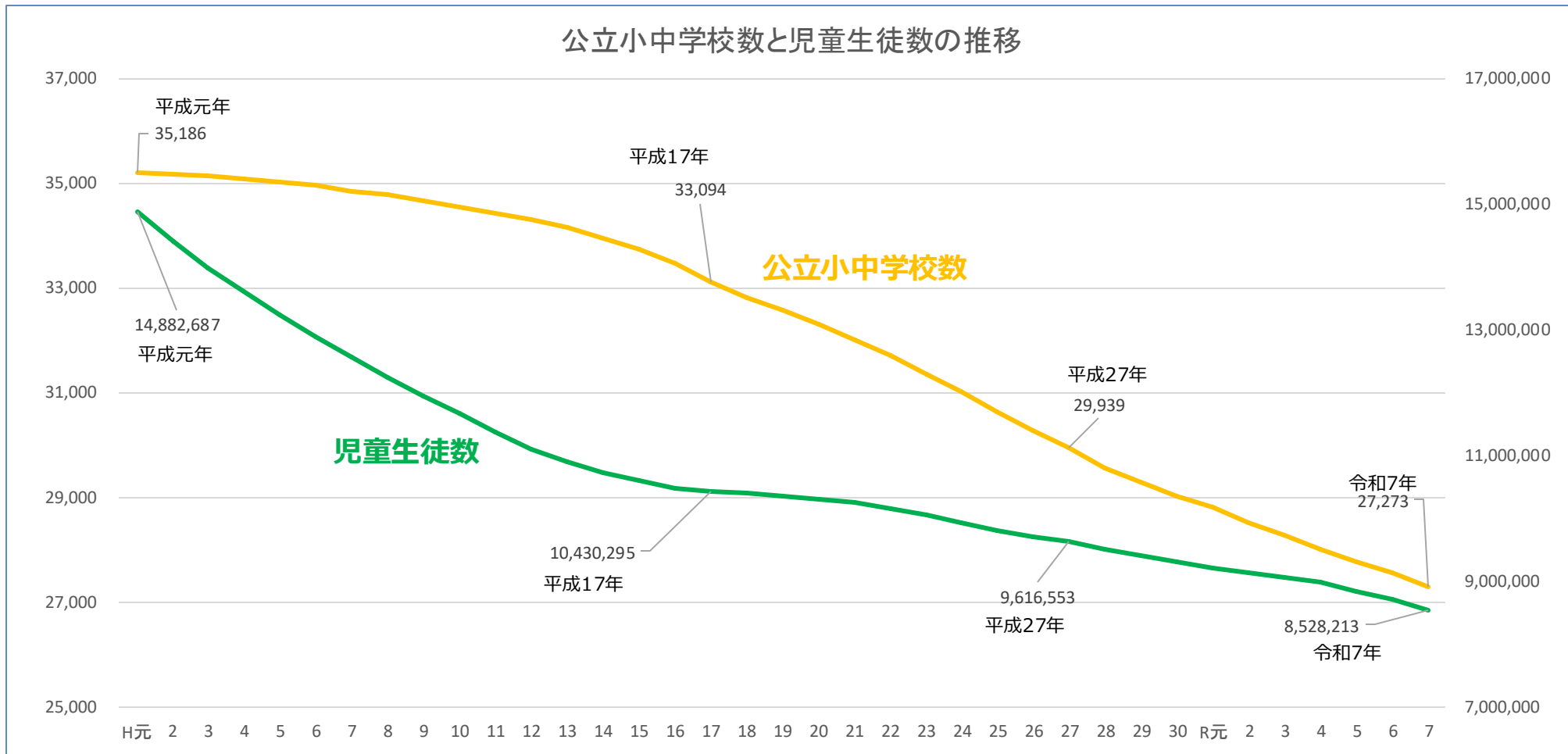


1. 公立小・中学校の状況



公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R7）

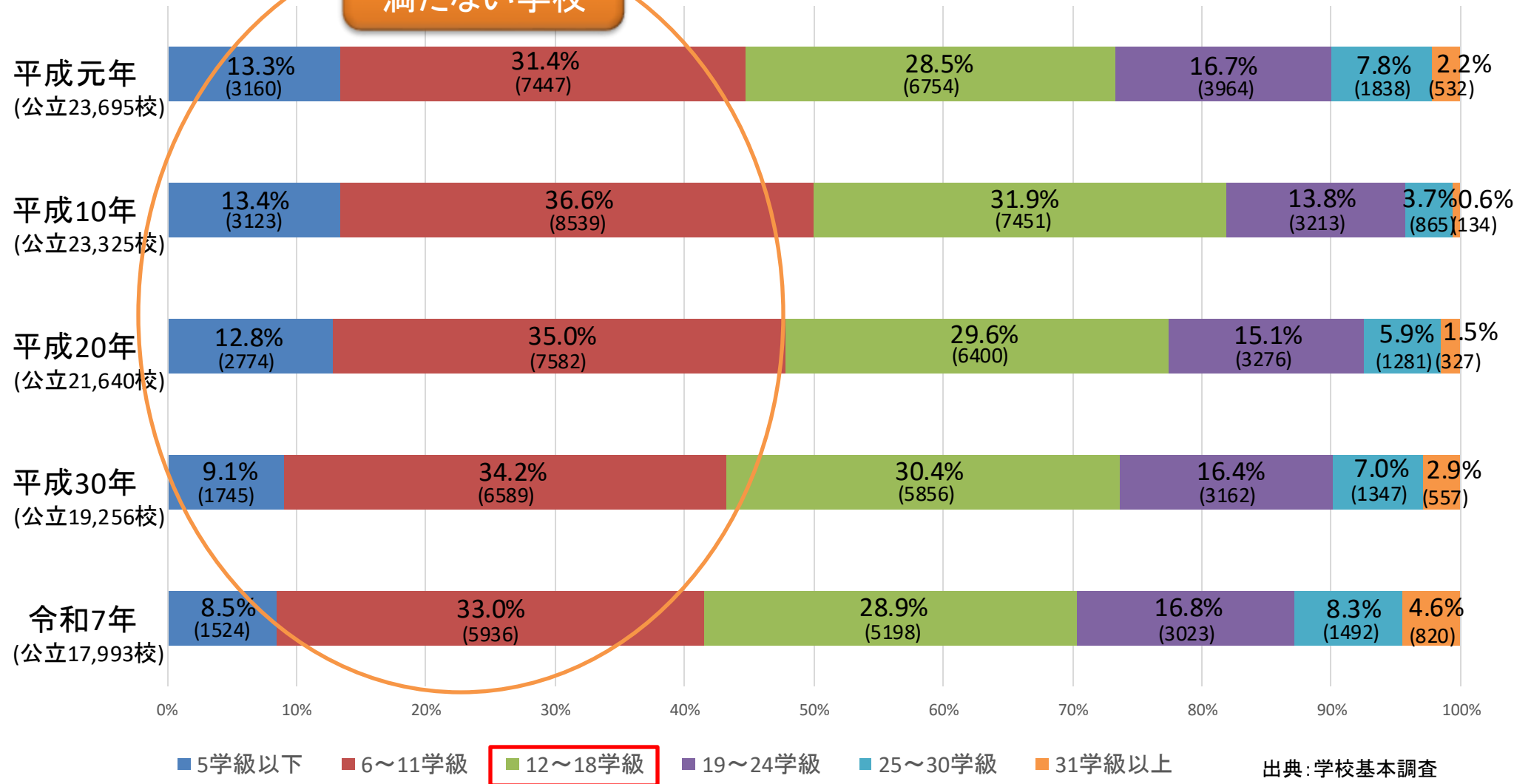
- 令和7年度の公立小中学校の学校数は、平成元年度と比較して23.1%(8,124校)減少、10年前（平成27年）と比較して9.6%(2,877校)減少。
- 令和7年度の公立小中学校の児童生徒数は、平成元年度と比較して42.7%(6,354,474人)減少、10年前（平成27年）と比較して11.3%(1,088,340人)減少。



公立小学校の約 4 割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



標準規模

出典: 学校基本調査

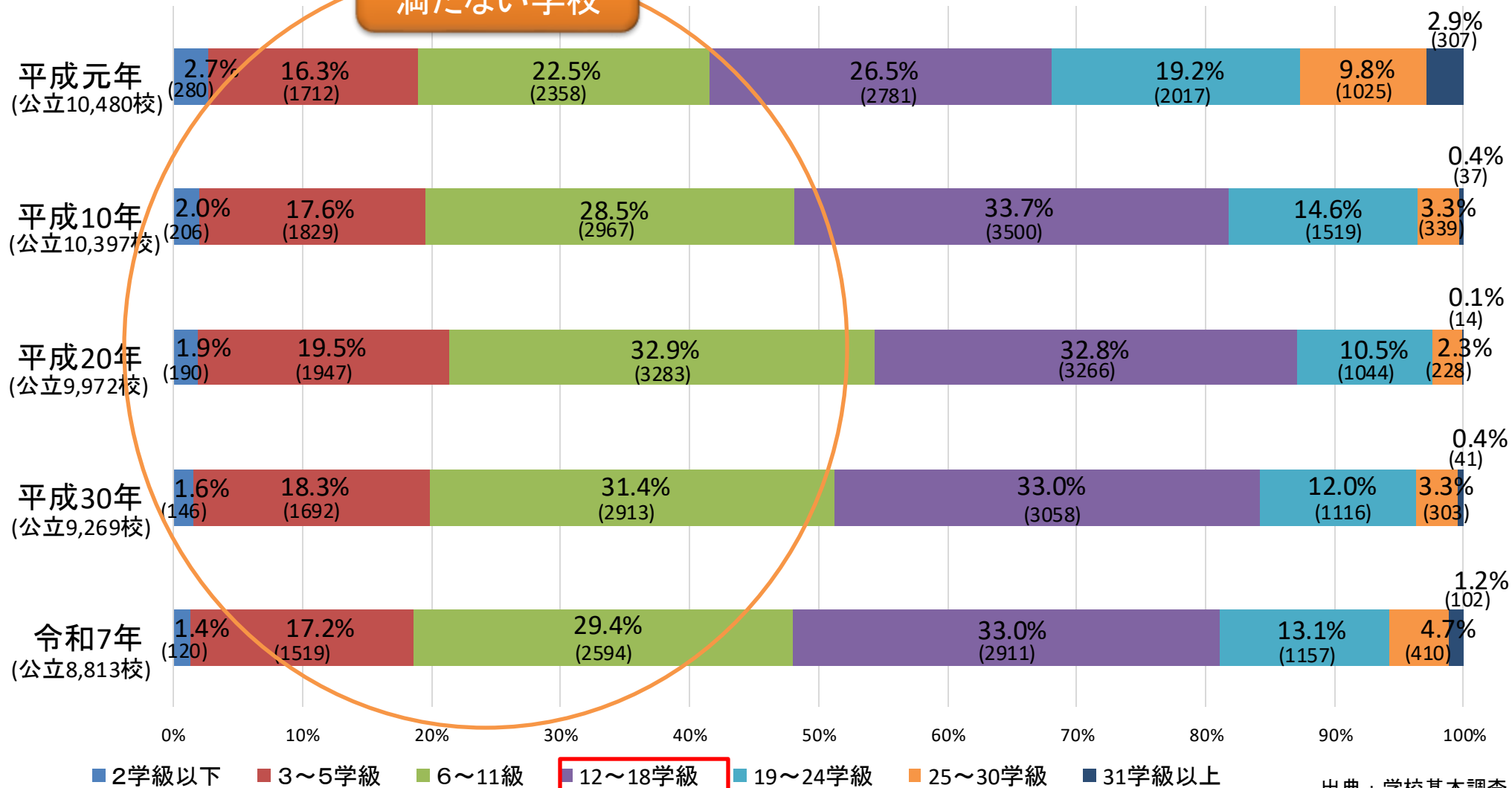
【学校教育法施行規則第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

公立中学校の約 5 割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む

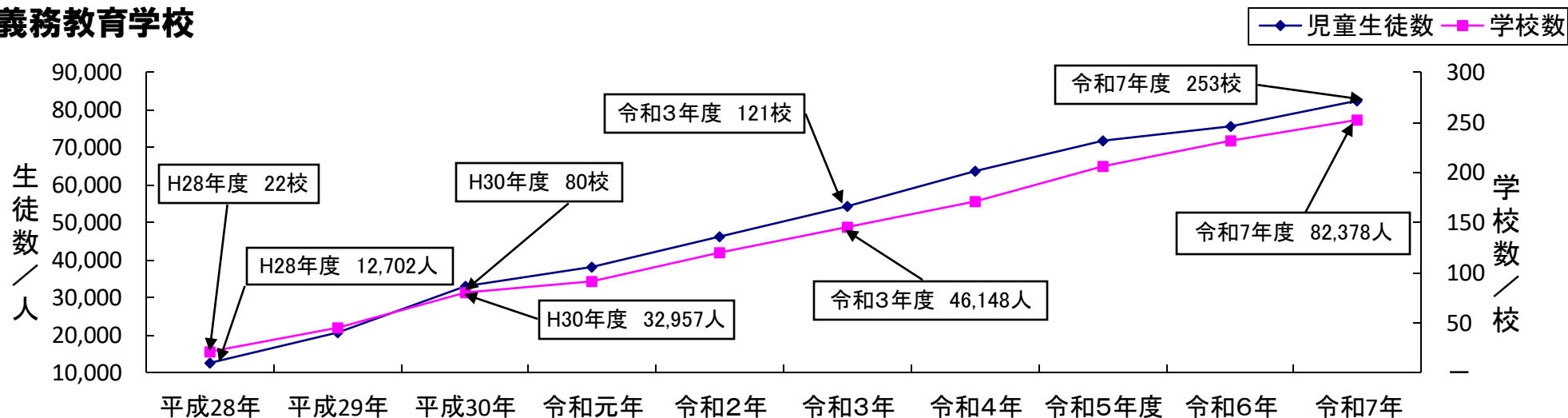


出典：学校基本調査

【学校教育法施行規則第79条（同規則第41条を準用）】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

公立義務教育学校の数と児童生徒数の推移

義務教育学校

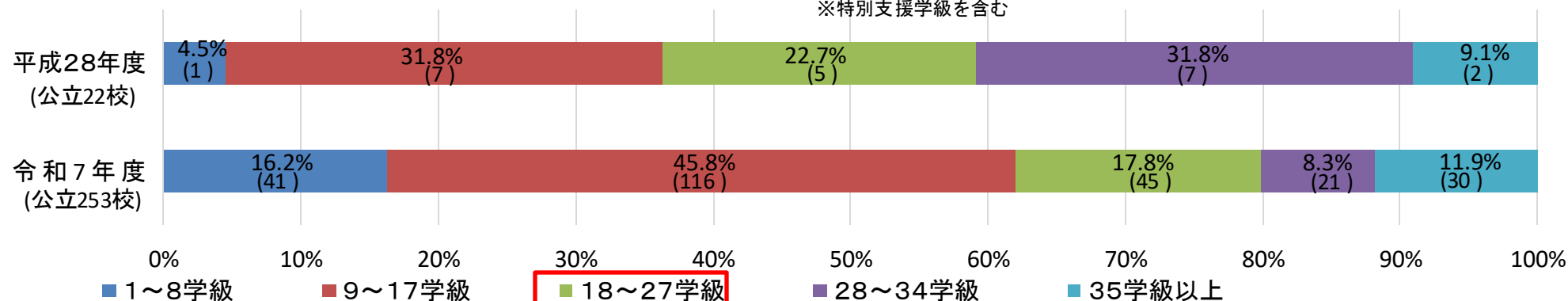


出典：学校基本調査

公立義務教育学校の学級規模別学校数(割合)の推移

義務教育学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



標準規模

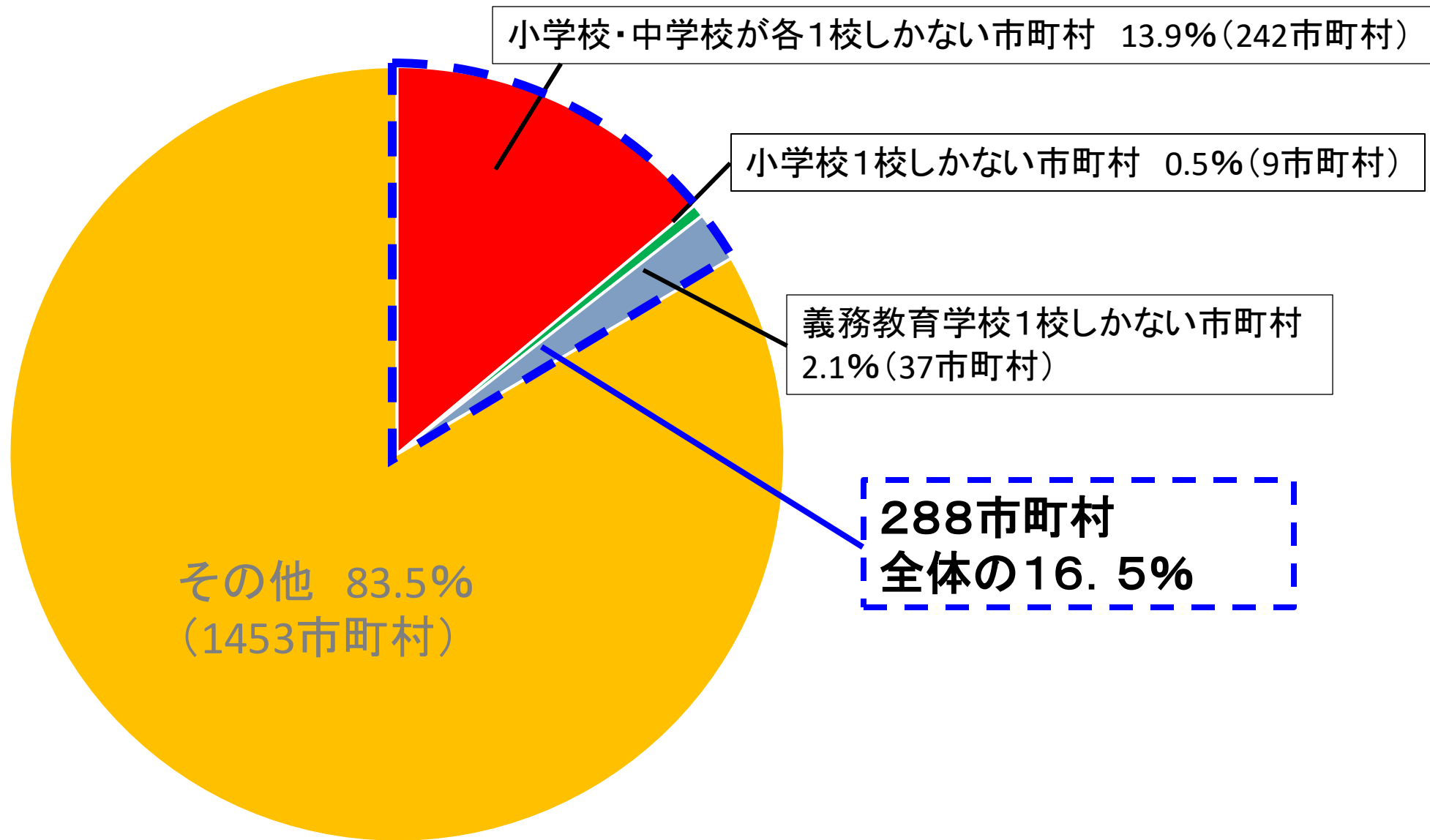
【学校教育法施行規則第79条の3】

義務教育学校の校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

出典：学校基本調査

これ以上統廃合が困難な市町村（1 小学校/ 1 中学校/ 1 義務教育学校）の割合



令和5年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

調査対象／調査時点:全市区町村／令和5年9月20日、全都道府県／令和5年11月1日

※各自治体からの回答のうち主たるものを掲載

主なポイント

都道府県調査

■ 域内の市区町村における学校規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 4%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 81%
- ・一部の市区町村において検討課題 13%
- ・現時点では学校規模の適正化は大きな課題だと考えていないが、近い将来、一部の市区町村において検討課題となることを想定している。 2%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

積極的に支援している 13% / 要請に応じて支援している 83%

- 〔(内容)・統合校の教職員定数減の緩和措置 57%
・事務量・調整業務の増に対する人事面での措置 45% 等〕

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

行っている 94%

- 〔(内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 84% 等〕

■ 市区町村の過大規模校への対応に対する積極的な支援

行っている 60%

- 〔(内容)・教頭の複数配置など、過大規模校の教職員配置の充実96% 等〕

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 98%
- ・施設整備への補助 87%
- ・スクールバス導入費用への補助 85%
- ・学校規模適正化について検討する際に参考となる資料の提供 74% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 89%
- ・施設整備への補助 80%
- ・スクールバス導入費用への補助 65% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新增築・改修事業への補助 77%
- ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 65%
- ・スクールバス・ボートへの補助 65%
- ・通学対策事業への補助 61% 等

市区町村調査

■ 域内の学校の適正規模に関する現状認識

- ・おおむね適正規模である。 25%
- ・一部地域に過小規模の学校があるが、統合の対象となり得る学校がない。 11%
- ・一部地域に過小規模の学校がある(上記に当てはまる場合以外) 31%
- ・全体として適正規模になっていない。 16%

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 91%
- ・地域コミュニティの維持 61%
- ・地理的要因、交通事情 66% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合



■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための 都道府県からの支援の要望

・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 78% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

取り組んでいる 84% / 検討中である 14%

(内容)

- ・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 87%
- ・きめ細かな指導の徹底 80%
- ・児童生徒用PCやデジタル教材といったICTの有効活用 72% 等

■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

取り組んでいる 80% / 検討中である 17%

(内容) ・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施等 80% 等

■ 過大規模校への対応

・学校施設の増築 54% 等

■ 二地域居住・ワーケーションへの対応

取組を行っている 5%/ 検討中である 3%

市区町村 統合事例

■ 統合事例件数 令和4、5年度の2年間 293件 (718校 → 301校)

【統合して開校した年度】

- ・令和4年度 160件
- ・令和5年度 132件
- ・その他(複数年度に渡って計画的に統合した事例) 1件

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 167件
- ・中学校同士の統合 66件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 49件
- ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、
中学校同士の統合 5件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

・統合前 110件 → 統合後 216件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30分以上40分未満 34%
20分以上30分未満 26%
- ・中学校 30分以上40分未満 33%
40分以上50分未満 30%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 91%
- ・上記以外の別敷地 9%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 19% ・改修 26%
- ・改修+増築 8% ・特になし 47%

■ 統合を検討するための体制

【自治体内の検討組織の設置】

設置した 47%

(検討体制の構成員)

首長部局も構成員に含む 29%

(構成員に首長部局を含む場合の構成員の所属例)

- ・総合計画やまちづくり関係課 58%
- ・施設、営繕関係課 55% 等

【総合教育会議の活用】

活用した 37%

【外部委員を加えた検討組織の設置】

設置した 77%

■ 統合の検討開始から開校までの期間

【検討開始から、開校までの期間】

～36か月 45% / 37か月～72か月 27%

(うち、検討開始から報告書のとりまとめなどの方向性が決まるまでの期間)

1～12か月 27%/13～24か月 24%



2. 適正規模・適正配置に関する 基本的な考え方



適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、一定の規模を確保することが望ましい。

※小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる

- ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
- ・多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる

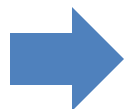


- そのため、文部科学省では、小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定。
（学校教育法施行規則において、学校規模の標準は、小中学校ともに、**12学級以上18学級以下**）

- 学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。

※学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。

- また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もある。



統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。

※小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要。

1 基本的な考え方と手引の位置付け

(基本的な考え方)

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

(手引の位置付け)

- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
- 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。
- その上で、学校規模の標準(12～18学級)を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【学校小規模化の影響の例】

(学校運営上の課題)

- ・クラス替えできず人間関係が固定化
- ・集団行事の実施に制約
- ・部活動の種類が限定
- ・授業で多様な考えを引き出しにくい 等

(児童生徒への影響)

- ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

【提示例】 小学校 (1～5学級) 複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 学校の適正配置 (通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。
- ⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断
(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

4 学校統合を検討する場合の留意事項

●保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

○統合の適否に関する合意形成

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解
- ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
- ・住民アンケートの実施 等

○魅力ある学校作り

- ・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・小中一貫教育の導入
- ・施設設備の充実 等

○統合により生じる課題への対応

- ・バス通学による体力低下への対応
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

●小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

(内容例)

○小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・小規模校間のネットワークの構築 等

6 休校した学校の再開

●地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

(内容例)

○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用
(宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用) 等

○再開後の小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等)
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等

●広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことが期待される

⇒市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定される

市町村・学校が置かれた状況は極めて多様(例:交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など)

【適正規模・適正配置に関する支援の例】

○基準やガイドライン、手引等の策定

・域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドライン、手引等の整備

○情報提供機能の強化

・モデル的な統合のシミュレーション結果の情報提供
・全国各地の先進的な取組事例の積極的な収集と情報提供

○カリキュラム開発への支援

・「地域とともにある学校づくり」に向けた取組や、特色ある魅力的なカリキュラムの導入に向けた支援

○財政面での支援

・市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助
・市町村に対して、遠距離通学等に対する事業や校舎の新增築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援

○人事面での支援

・学校ビジョンの策定段階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関わらせる
・市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るよう配慮
・スクールカウンセラー等の派遣
・統合支援のための教職員定数の加配措置の活用を含めた、必要な教職員の確保

【統合困難な小規模校への支援の充実の例】

設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれる

○教職員配置の充実

・国の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消
・複数校間での教員の併任による免許外指導の解消や、指導力のある教員による小規模校間巡回と若手教員とのティームティーチング
・複数学校間で小・中学校事務の共同実施の導入による、事務体制の効率化の推進や、教職員間での役割分担の大胆な見直し 等

○教職員研修の充実

・地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実
・複式指導を専門に担当する指導主事の配置
例:学校現場から力量のある教員を期限を設けて登用
優れた退職人材の有効活用
・担当する教員のニーズを的確に把握し、指導の改善に直結する研修を充実させ、免許外教科指導を解消

○モデル事業の実施

・へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成
・ICTの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携
・地元の教員養成系大学と連携協力の上、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等についての共同研究 等

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（令和7年2月21日設置）

趣旨

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月中央教育審議会）においては、ICTを必要不可欠なものとして効果的に活用しつつ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくべきとしている。一方、我が国における少子化・人口減少は著しく、また、いわゆる教師不足も課題となっている。

上記の状況変化を踏まえつつ、「令和の日本型学校教育」を推進していくために必要な学校の適正規模・適正配置の在り方について調査研究する。

主な検討事項

- 教育効果や通学負担、効果的な遠隔教育の実施等を踏まえた学校、学年、学級の適正規模、学校の適正配置の在り方
- 弾力的な学校配置を可能とする仕組み（通学支援、分校・寄宿舎の設置等）の在り方
- 効果的・効率的な学校の存立に資する工夫（他の公共施設との複合化、社会体育施設との共用化等）の在り方
- その他学校の適正規模・適正配置を推進する教育行財政の在り方（廃校の活用を含む）

委員

加藤 崇英	茨城大学教育学部教授
貞広 斎子	千葉大学副学長・教育学部教授【座長】
猿田 和孝	五城目町教育委員会生涯学習課主査
丹間 康仁	筑波大学人間系准教授
牧野 光朗	追手門学院大学地域創造学部教授、 前長野県飯田市長

開催実績

第1回：令和7年 3月 5日	第2回：令和7年 3月26日
第3回：令和7年 4月21日	第4回：令和7年 6月 2日
第5回：令和7年 8月 8日	第6回：令和7年 9月29日
第7回：令和7年12月 1日	第8回：令和8年 1月16日

公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ ～児童生徒のより良い教育環境の確保に向けて～（令和7年3月）



公立小中学校の統廃合を
お考えの皆さまへ

～児童生徒のより良い教育環境の確保に向けて～

少子化の急速な進行など社会が大きく変化している中、公立学校を取り巻く状況の変化とあいまって、公立学校の統廃合に関する検討が求められている自治体が多くなっています。

本パンフレットは、文部科学省において平成27年に取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(以下「手引」という。*)を基に、小中学校の統廃合の検討を進めようとする皆様に対してそのポイント等を分かりやすくまとめたものです。

各市町村におかれては、地域ごとの様々な実情や課題等を踏まえ、保護者や児童生徒、教職員、地域住民等の関係者と合意を固りながら検討いただく際の参考資料として、是非ご活用ください。

令和7年3月 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室



お問合せ先

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL: 03-5253-4111



(参考)関係法令

●学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条 **小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 **第四十一条**から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、**中学校に準用**する。この場合において、（略）

第七十九条の三 **義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

一 公立の小学校、中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一

二 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模**にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 **学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。**

二 **通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。**

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。



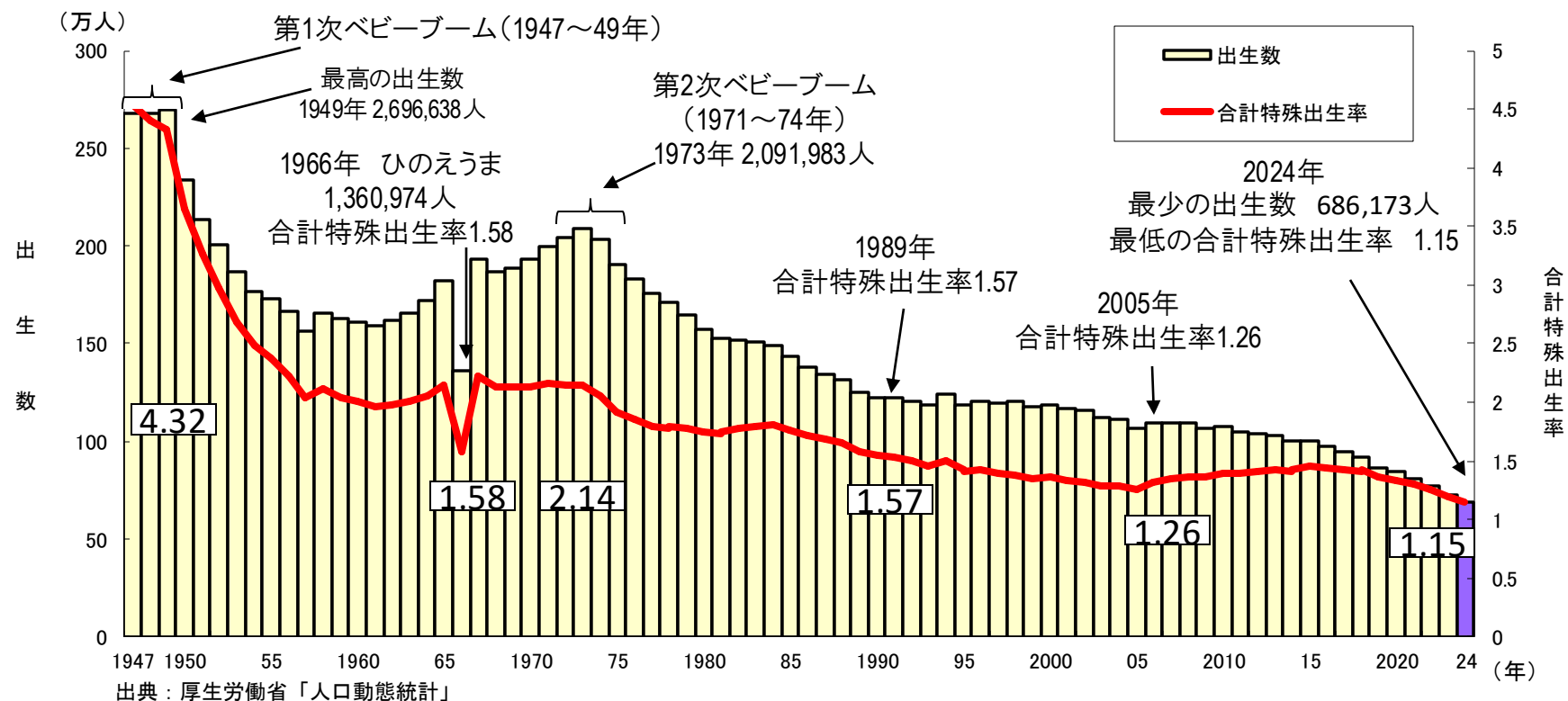
3. 学校教育を取り巻く状況



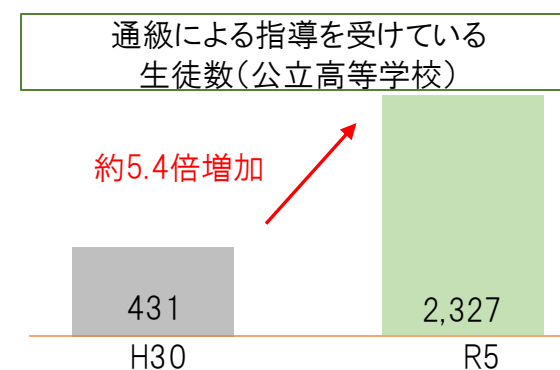
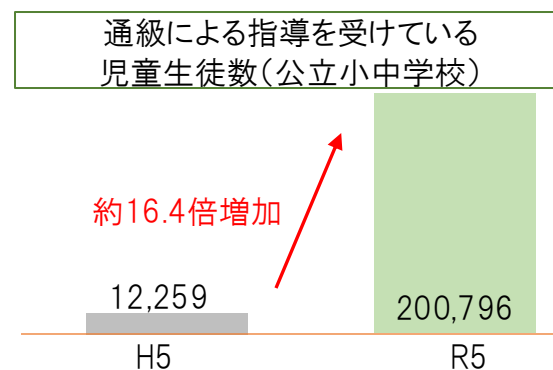
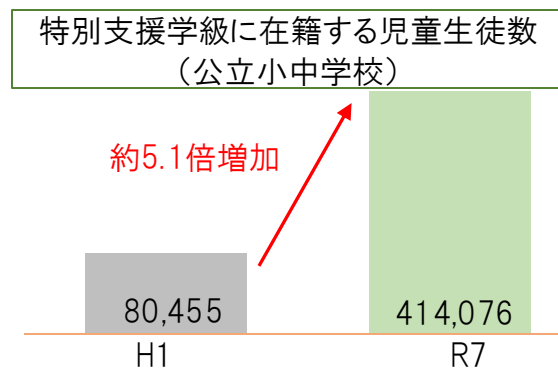
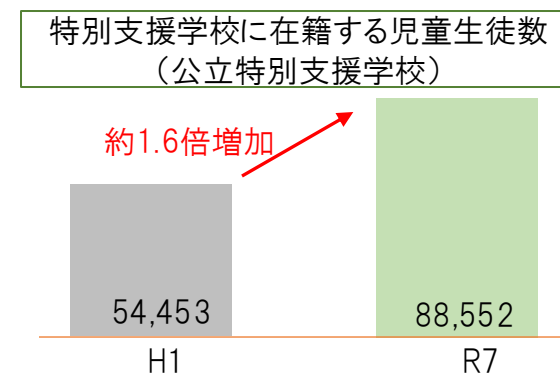
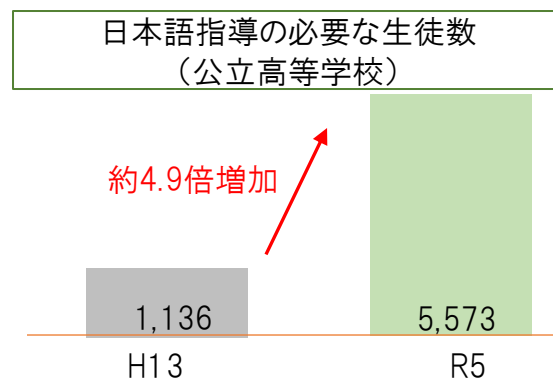
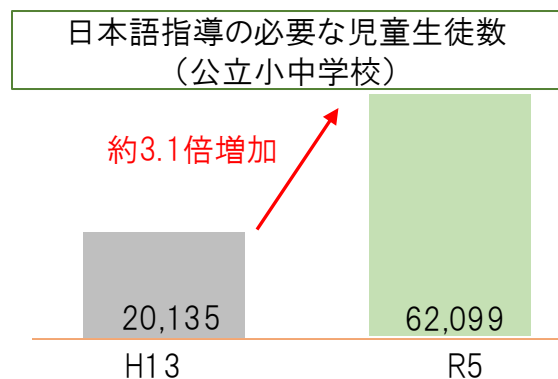
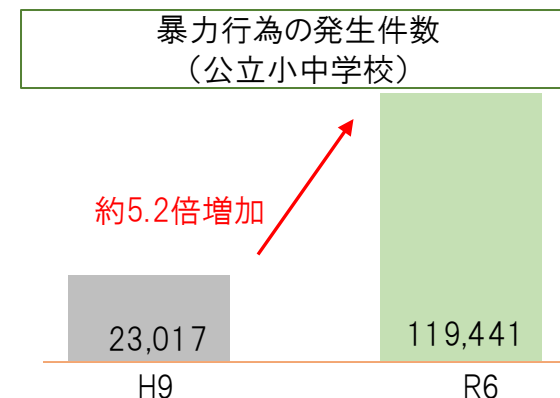
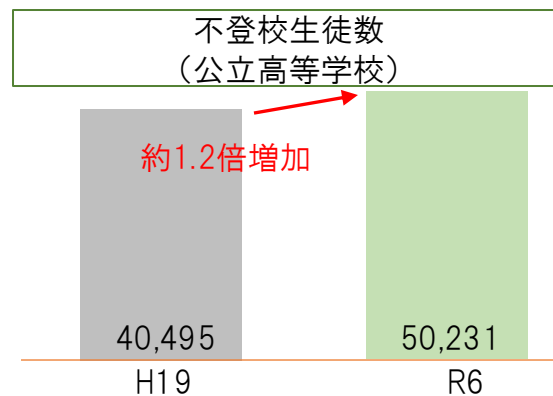
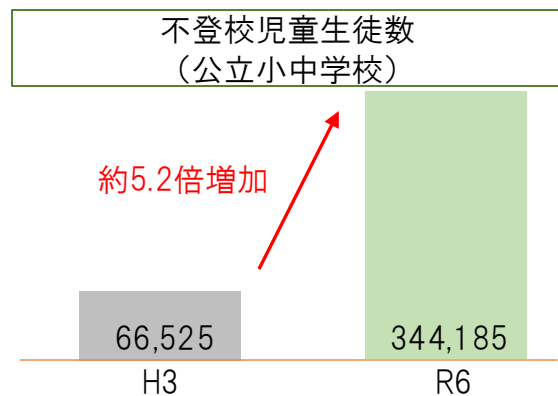
出生数と合計特殊出生率の推移

- ◆ 2024年の出生数は、**68万6,173人**で過去最少（9年連続減少） ※対前年 41,115 人減少
- ◆ 合計特殊出生率は、**1.15** で過去最低（9年連続低下） ※対前年 0.05 ポイント低下

年	1949年		1973年		1989年		2005年		2023年	2024年
出生数	269万 6,638人	...	209万 1,983人	...	124万6,802 人	...	106万 2,530人	...	72万 7,288人	68万 6,173人 (対前年▲41,115)
合計特殊 出生率	4.32		2.14		1.57		1.26		1.20	1.15



学校が抱える様々な教育課題の状況



教室の中にある多様性

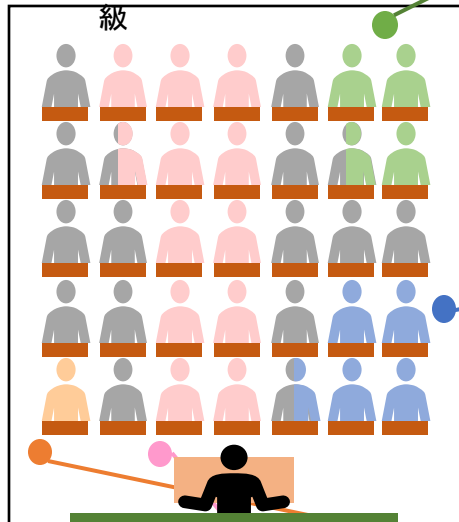
「総合科学技術・イノベーション会議 Society5.0
の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッ
ケージ バックデータ集」をもとに一部データを更
新

学習面又は行動面で著しい困難を示す子供
※1

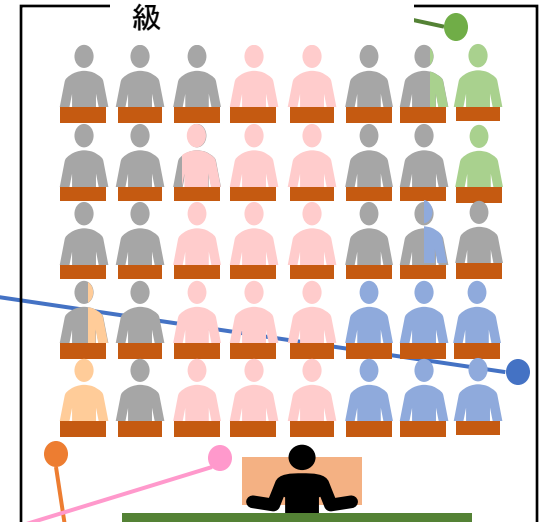
小学校
3.6人
(10.4%)

中学校
2.2人
(5.6%)

小学校 35人学
級



中学校 40人学
級



不登校 ※2の子供

小学校
0.6人
(1.7%)

中学校
2.4人
(6.0%)

不登校傾向 ※3の子供

小学校
4.1人
(11.8%)

中学校
4.1人
(10.2%)

家にある本が少ない子供 ※4

小学校
11.6人
(33.1%)

中学校
13.9人
(34.8%)

家で日本語をあまり話さない子供 ※5

小学校
1.0人
(2.9%)

中学校
1.3人
(3.2%)

※1 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 令和4年12月(文部科学省)

※2 令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

※3 不登校傾向にある子どもの実態調査(日本財団)

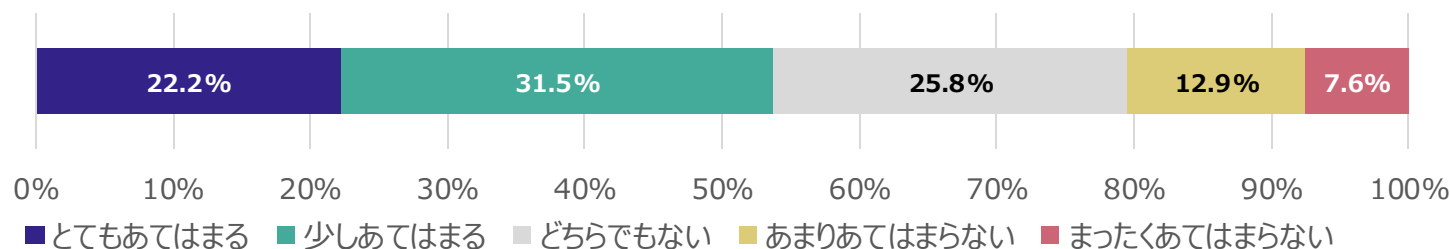
※4 令和5年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙(あなたの家には、およそどれくらい本がありますか。)において、「0~10冊」又は「11~25冊」と答えた割合

※5 令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙(あなたは、家でどれくらい日本語を話しますか。)において、「全く話さない」又は「ときどき話す」と答えた割合

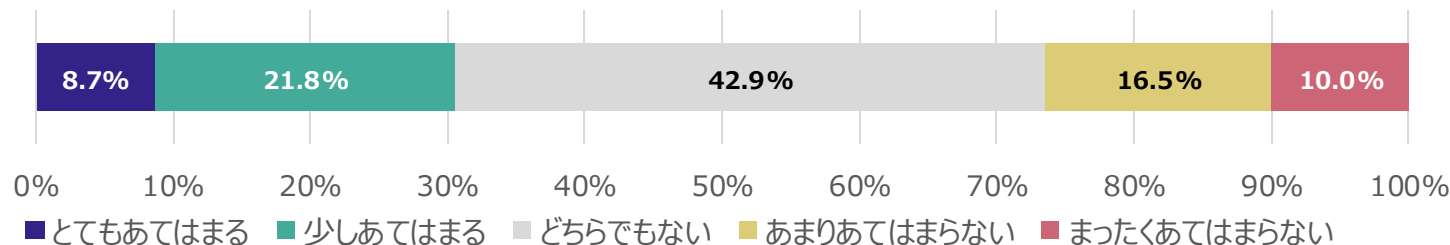
学校で過ごす中で思うこと・学校で受けている授業に関して思うこと

- ✓ 7割以上の児童生徒が、学校に通うのは楽しいと感じている。
- ✓ 授業の内容が難しすぎと感じている児童生徒は約3割であり、授業の内容が簡単すぎと感じている児童生徒は約15%程度である。

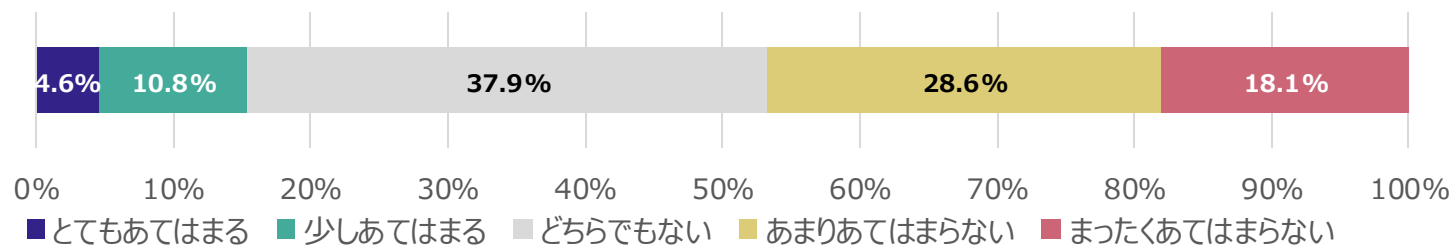
学校で勉強することは楽しい



授業の内容が難しすぎると思う



授業の内容が簡単すぎると思う



GIGAスクールを基盤とした令和の日本型学校教育



一人一台端末の授業での活用事例



次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

① 深い学びの実装 (Excellence)

主体的・対話的で

主に第2,3,4,6章
(生きて働く「確かな知識」の習得、資質・能力育成の具体化・深化、「好き」を育み「得意」を伸ばす、情報活用能力の抜本的向上、個別最適な学び・協働的な学び 等)

② 多様性の包摂 (Equity)

主に第3,7章
(調整授業時数制度、裁量的な時間、個別の児童生徒に係る教育課程の仕組み、デジタル学習基盤を活用した学習環境デザイン、個別最適な学び・協働的な学び 等)

③ 実現可能性の確保 (Feasibility)

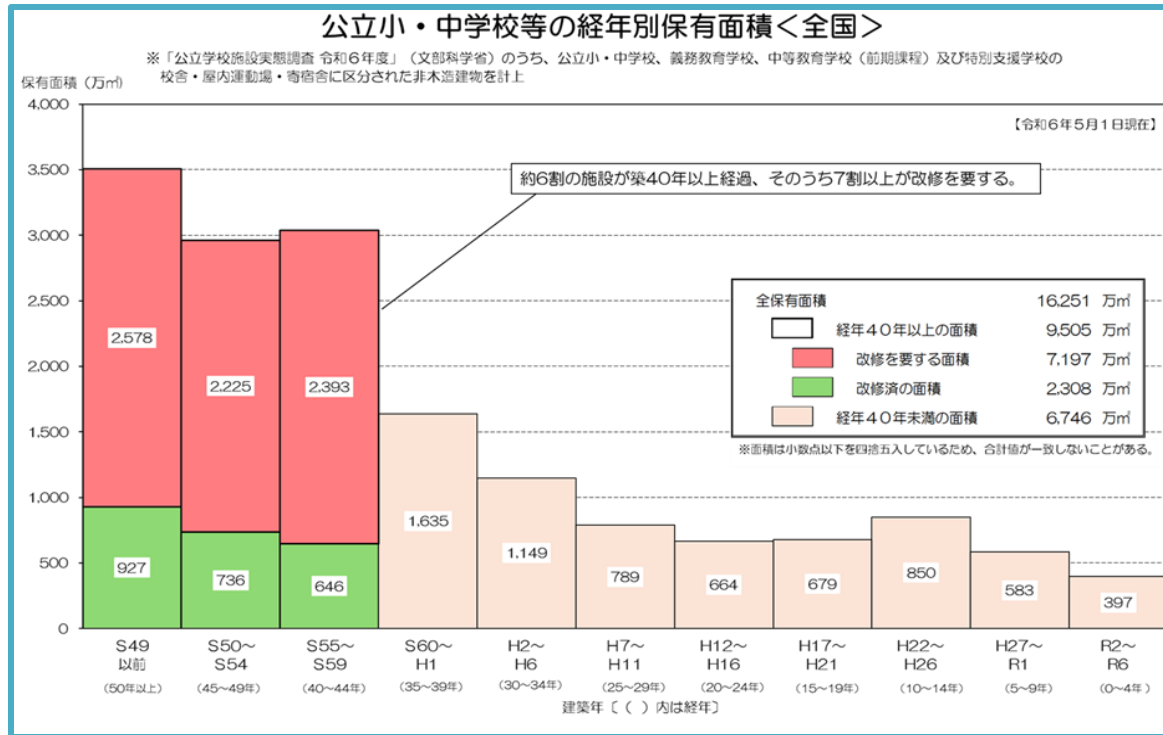
主に第5,7章
(授業時数の適正化・平準化、教科書の精選、構造化、裁量的な時間など様々な方策による教師・子供双方の「余白」の創出、カリキュラム・マネジメント 等)

学びをデザインする高度専門職としての教師 デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白 総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

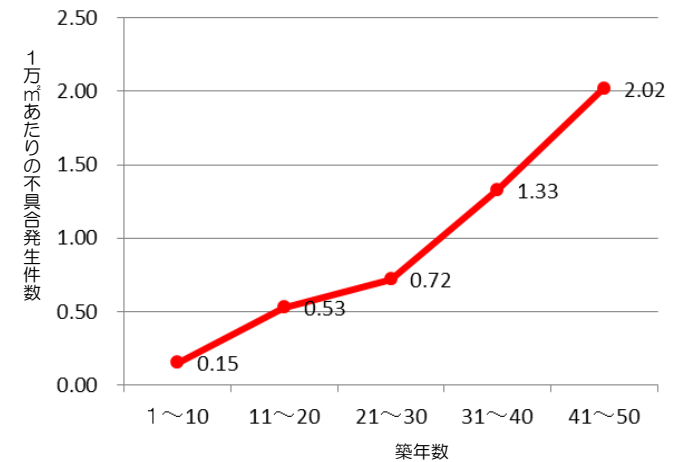
生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手 をみんなで育む

公立学校施設を取り巻く状況



＜築年数と安全面の不具合発生率＞

抽出調査（調査対象47市町村が設置する公立小中学校3,535校）。グラフは外部・内部・設備改修を行ったものを除いた保有施設面積と安全面の不具合等の発生状況を示すもの。（文部科学省調査）



劣化による配管破損



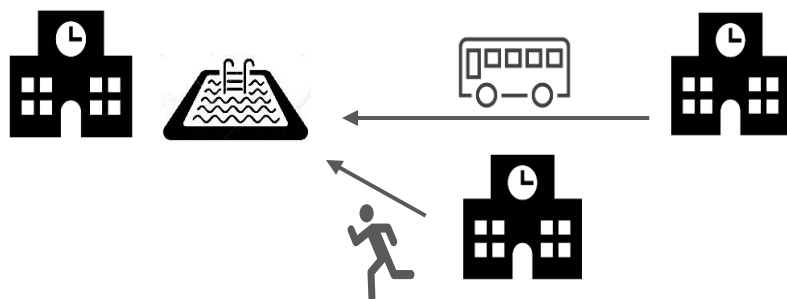
老朽化により手すりが落下

学校プールの集約化・共同利用の動き

学校プールは、老朽化や維持のための負担増によって、各学校において、維持・管理することが難しくなっている。そのため、各地方公共団体の状況に応じて、様々な工夫を行い、水泳機会の創出を行っている。

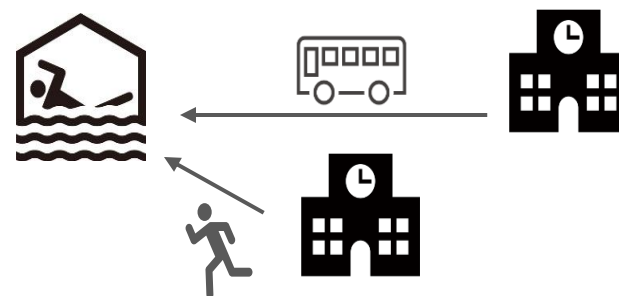
学校プールの共同利用

- 稼働率を基に必要プールを決定
- 各学校で保有していたプールを集約化し、**共同利用**



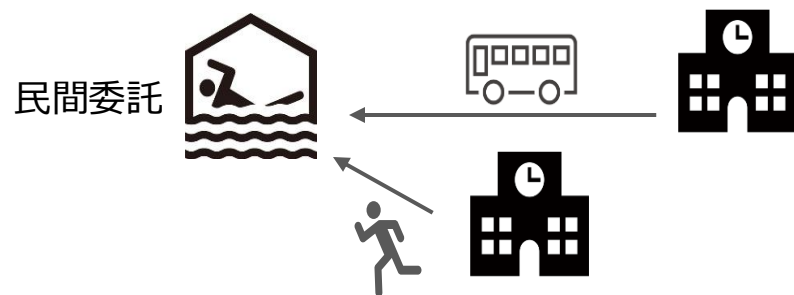
公営プールの共同利用

- 公営プール（屋内温水）を活用し、**水泳授業の時期平準化**
- 指定管理の仕様として組み込み実施



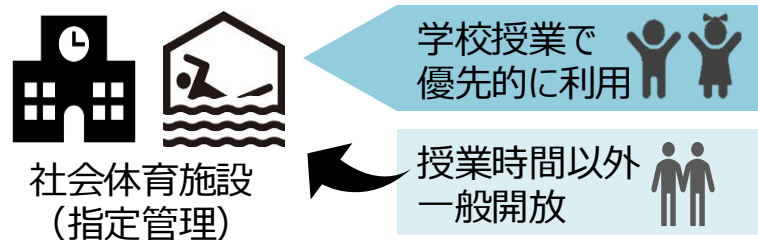
民営プールの共同利用

- インストラクターの指導による**水泳指導の質の向上**
- **充実した施設**やプール管理の**負担軽減**



学校プールを社会体育施設化

- 学校に併設プールを社会体育施設とし、**授業以外の時間帯を一般開放し、フル活用**



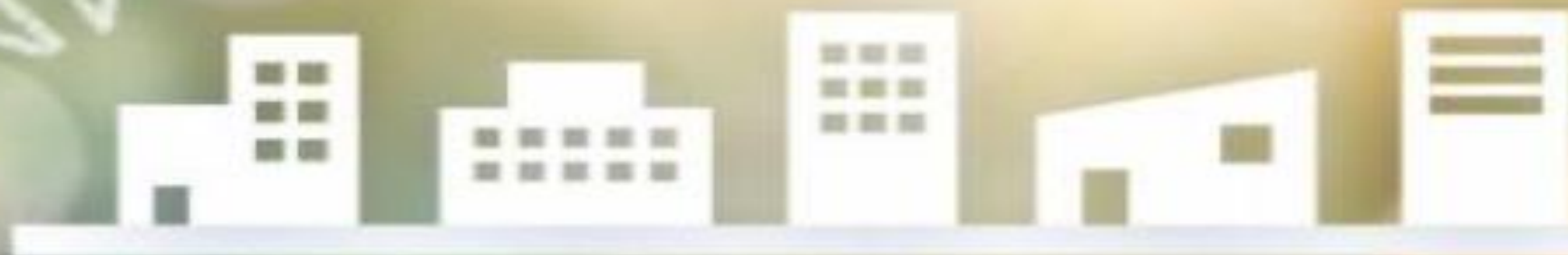
（参考）「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」

（令和6年7月10日 6文科初第885号 文部科学省初等中等教育局長、スポーツ庁次長通知）





4. 持続的で魅力ある 学校教育のための取組



○「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

＜統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得ます＞

＜学校統合による魅力ある学校づくり＞

● 施設整備への補助

統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助

◆ 公立学校施設整備費

令和7年度当初予算額 : 691億円の内数
令和7年度補正予算額 : 2,552億円の内数
令和8年度当初予算額（案） : 678億円の内数

● 教員定数の措置

統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築を支援
義務教育学校を含む小中一貫教育への支援

◆ 義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額 : 1兆6,210億円の内数（260人）
令和8年度当初予算額（案） : 1兆7,118億円の内数（310人）

● スクールバス等購入費補助

◆ へき地児童生徒援助費等補助金

令和7年度当初予算額 : 21億円
令和8年度当初予算額（案） : 22億円
うち、スクールバス等購入費
令和7年度当初予算額 : 6億円
令和8年度当初予算額（案） : 8億円

● 学校魅力化フォーラム（統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信）

＜小規模校を存続させる場合の教育活動の充実＞

● 小規模校への教員定数の加配措置

◆ 義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額 : 1兆6,210億円の内数（135人）
令和8年度当初予算額（案） : 1兆7,118億円の内数（135人）

● 学校魅力化フォーラム（統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信）

＜休校している学校の再開支援＞

● スクールバス等購入費補助【再掲】

● 施設の大規模改造・長寿命化改良への補助

◆ 公立学校施設整備費【再掲】

＜地域コミュニティの維持・強化等＞

● コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進

◆ 学校を核とした地域力強化プラン

令和7年度予算額 : 7,553百万円
令和8年度当初予算額（案） : 7,517百万円

● 部活動の地域展開等

◆ 部活動の地域展開等の全国的な実施

令和7年度当初予算額 : 37億円
令和8年度当初予算額（案） : 57億円 ※令和7年度補正予算額 : 82億円

● 体育・スポーツ施設整備

公共施設を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化に対して補助

◆ 学校施設環境改善交付金等

令和7年度予算額 : 32億円の内数
令和8年度当初予算額（案） : 28億円の内数 ※令和7年度補正予算額 : 22億円

● 廃校の有効活用の推進

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額

678億円
691億円）

令和7年度補正予算額

2,552億円



文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減**に向けて**計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

新しい時代の 学校施設

新時代の学びに対応した教育環境向上と 老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



老朽化対策と一体で多様な学習活動に
対応できる多目的な空間を整備

他施設との複合化により学習環境
を多機能化しつつ、効率的に整備

国土強靱化

防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



激甚化・頻発化する災害への対応
（能登半島地震における外壁・内壁落下）

避難所としての**防災機能強化**
（バリアフリートイレの整備）

脱炭素化

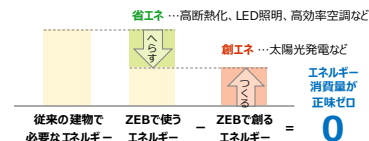
脱炭素化の推進

- 学校施設の ZEB※ 化
（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

※Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を
実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目標とした建築物



柱や内装に木材を活用し、温かみ
のある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化**

改正 事項

単価改定

- 物価変動の反映等による増：**対前年度比 +7.7%**
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合：R7:325,700円/㎡ ⇒ R8:350,800円/㎡

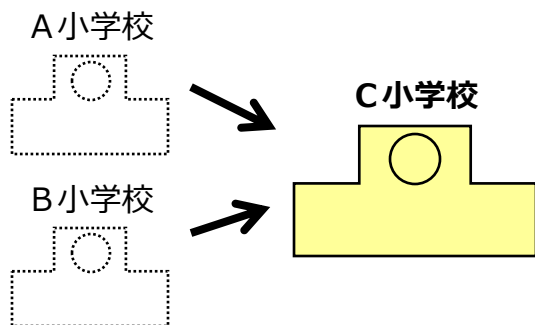
（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担（原則 1 / 2）。
- また、学校統廃合に伴って実施する既存建物の改修についても、国庫補助を行っている（原則 1 / 2）。

パターンA

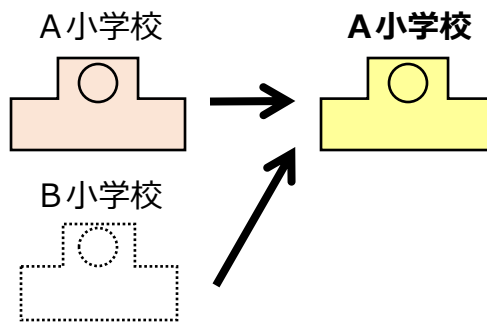
新しい敷地に統合する場合



公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

パターンB

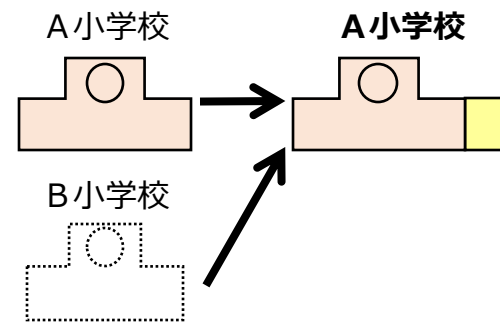
既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則 1 / 2 の国庫補助。

パターンC

既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合



公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。

※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則 1 / 3）。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新增築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。
- ・ まちづくりの計画と一体となって施設整備を行う場合は、国交省都市局所管の都市構造再編集支援事業を活用できる可能性がある。

詳細は右記リンクを参照。【国交省HP：https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html】

学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながる事が期待される。

公立小中学校等の複合化事例数

全国で**11,450校**（約39%）

複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

文教施設		社会福祉施設		文教施設・社会福祉施設以外の施設	
体育館	843件	放課後児童クラブ	6,870件	地域防災備蓄倉庫	7,475件
公民館	608件	児童館等	170件	給食共同調理場	409件
図書館	75件	保育所	88件	行政機関	55件

（令和4年9月1日時点 文部科学省調べ）

■ 学校施設と公共施設との複合化のイメージ

他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿



「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」
（令和4年3月）より

公立学校施設の整備（令和4年度制度改革）

公共施設との複合化・集約化に係る制度改革について

公共施設の中で最も保有面積の割合が高い学校施設は、その整備方針が公共施設全体の整備計画に大きな影響を与えるが、一方で他の公共施設（社会教育施設、子育て支援施設など）と機能面等で多くの共通点もある。

そのため、学校施設を中心に公共施設の複合化・集約化に取り組むことで、公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト削減が図られることから、当該事業に対して補助率の引上げを行う。

制度改革の概要

<対象事業>

- ・**改築事業（危険、不適格）**：現行 1 / 3 ⇒ **引上げ後 1 / 2**
- ・**長寿命化改良事業（長寿命化）**：現行 1 / 3 ⇒ **引上げ後 1 / 2**

<対象施設>

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園の校舎・園舎、体育館

<補助要件>

- ・複合化等の相手方となる公共施設（既存建物）の**延床面積が10%以上削減**されること。
※複数の公共施設が対象になる場合、総面積で10%以上削減されること。
- ・複合化等の相手方は、**学校以外の公共施設**（社会教育施設、子育て支援施設 等）とする。

<複合化・集約化の対象となる公共施設の例>

		施設例
文教施設	社会教育施設	図書館、公民館、博物館
	社会体育施設	プール、体育館
文教施設以外	児童福祉施設	保育所、児童館
	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム
	その他	障害者支援施設、行政機関

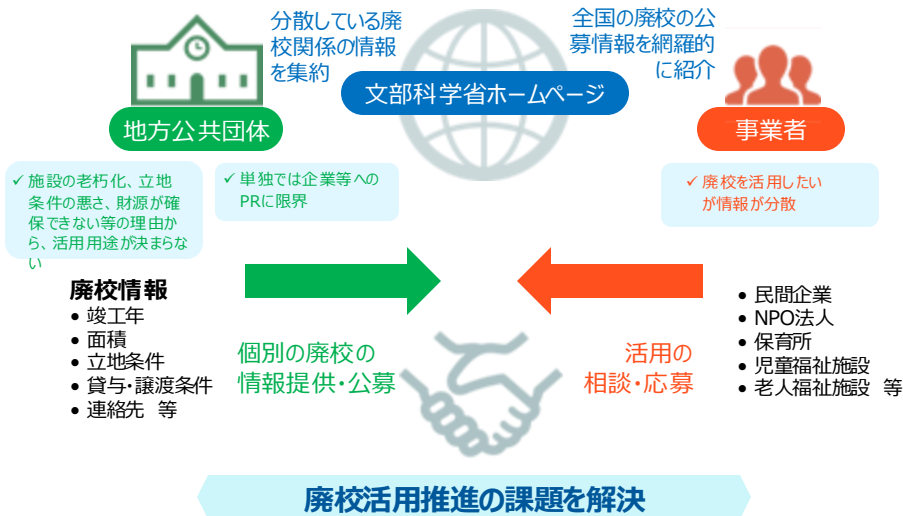
※幼稚園型認定こども園との複合化・集約化は算定割合引上げの対象外とする。

※上記のほか、判断が困難な場合は文部科学省に相談すること。

みんなの廃校プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用用途を募集している廃校施設情報の公表等を通じて、廃校を「**使ってほしい**」地方公共団体と、廃校を「**使いたい**」事業者等への情報発信・マッチングを行っています。

マッチング・情報提供



取組①

特徴的な廃校活用事例を知り・学べ、地方公共団体から活用を希望する廃校のPRを行うイベントを開催

令和7年度開催実績

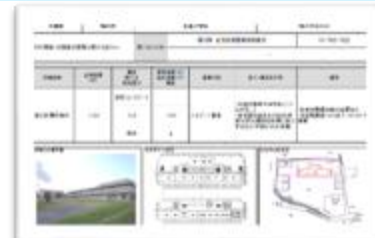
- ・日時：令和7年10月17日（金）東京会場
- ・行政説明
- ・事例発表：足利市×大久保分校スタートアップミュージアム、三好市、名古屋市×トヨタ不動産㈱
- ・マッチングタイム：廃校を使ってほしい自治体がブース出展し、参加者同士で情報交換



文部科学省ホームページにおいて、地方公共団体から掲載希望のあった活用用途を募集している廃校施設を公表

主な掲載情報

- ・学校名
- ・住所・アクセス
- ・面積
- ・建物構造、竣工年
- ・募集内容、条件
- ・写真、平面図
- ・問い合わせ先



取組②

廃校活用に至った経緯や改修コスト等の情報を含む廃校活用事例集を作成、文部科学省ホームページにおいて公表

活用事例集



取組③

廃校活用に利用可能な各省庁の支援制度をとりまとめ、文部科学省ホームページにおいて公表

利用可能な支援制度の一例（詳細は文部科学省ホームページを参照）

対象となる転用施設等	事業名	ホームページのURL	所管官庁
地域スポーツ施設	スポーツ振興（補助） （地域スポーツ施設整備補助）	https://www.jpn-sport.go.jp/sink/o/josa/tabid/78/Default.aspx	スポーツ庁
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等 （過疎市町村等が実施する過疎地域の廃校舎の遊休施設を改修する費用が対象）	過疎地域持続的発展支援交付金 （遊休施設改修整備事業）	https://www.soumu.go.jp/main_sosho/jichi_gyousei/jc_gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	総務省
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山村における所得の向上や雇用の増大に資する取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）） ②農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））	https://www.maff.go.jp/j/nousi/n/kouryu/nouhakuusishin/noubaku_top.html https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seihi.html	農林水産省
交流施設等の公共施設	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策（木造公共建築物等の整備）	http://www.rinya.maff.go.jp/j/k_eikaku/kouzoku/kaizen/koufukin_b.html	林野庁
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業）	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	国土交通省
地方公共団体の自治性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創成に資する地域の独自の取組みを支援。	新しい地方経済・生活環境創成交付金 （第2世代交付金）	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shin-chihoukouhukin/dai2seda/index.html	内閣府



新たな「定数改善計画」の策定（令和8年度～令和10年度） （義務教育費国庫負担金）

令和8年度予算額（案） 1兆7,118億円
（前年度予算額） 1兆6,210億円



全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を上昇、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、養護教諭の配置充実、学校事務体制の機能強化などに係る令和10年度までの新たな「定数改善計画」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

新たな「定数改善計画」 7,596人【24,605人】（〔 〕は令和8～令和10年度の改善総数（一部事項には令和7年度の既改善分を含む））

※下記のうち、★については義務標準法を改正する事項。（児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。）

★ 中学校における指導体制の充実（35人学級） 5,580人【16,580人】

令和7年度で完成した小学校35人学級から学年進行で切れ目なく実施。

★ 養護教諭の配置充実 104人【310人】

複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ <小:851人→801人以上、中:801人→751人以上>

★ 学校事務体制の機能強化 222人【665人】

複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設

○ 生徒指導に係る体制の充実 650人【2,940人】（小:100人【300人】、中:550人【2,640人】）

小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実

○ 小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援

○ 学校統合のための支援 50人【150人】

小・中学校の円滑な統合を引き続き支援

※自然減（▲7,800人）のほか、中学校35人学級に活用している定数など加配定数の見直しによる合理化減等（▲2,692人）を計上

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』

附則

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教職員（略）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。

第四条 政府は、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

その他の既定改善分 等

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人
- ・定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

教師の処遇改善 +136億円

○主務教諭の創設（令和8年4月～）

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする（月額6,000円程度）。

○教職調整額の改善 5% ⇒ 6%（令和9年1月～）

教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善。

○部活動指導手当の見直し（令和8年4月～）

日額2,700円 ⇒ 日額3,900円

※上記のほか、人事院勧告による給与の増、給料の調整額の見直し（1/4縮減。令和9年1月～）、算定方法の適正化等を行う。
部活動指導手当については、部活動の地域展開の方向性を踏まえ、国庫負担を順次縮減していく。

1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

（1）スクールバス等購入費

8億円（6億円）

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

（2）遠距離通学費

10億円（10億円）

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
（補助期間：5年間）

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助（補助期間：5年間）

（3）離島高校生修学支援事業

2億円（2億円）

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

（4）その他

2億円（2億円）

寄宿舍居住費、高度へき地修学旅行費（3～5級地）、学校間移動費、保健管理費

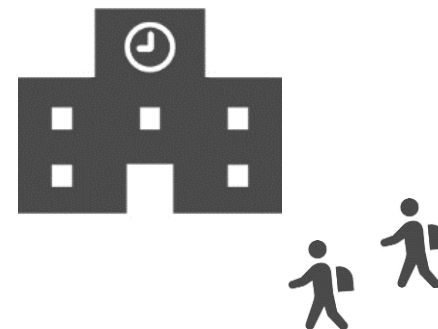
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1／2

（高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2／3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1／3）



学校を核とした地域力強化プラン

令和8年度予算額(案) 7,517百万円
(前年度予算額 7,553百万円)



背景・課題

- ▶ 少子高齢化や人口減少社会の加速化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域の教育力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれだけでは対応では限界が生じている。
- ▶ **学校のみならず、家庭や地域住民、地域産業界等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ・地域産業を実現する必要がある。**
- ▶ 自治体が、それぞれの課題やニーズに応じた効果的な取組を実施できるよう、**複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。**

事業内容

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

学校と地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題等を解決できる環境の醸成

地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ、地域産業の実現

事業概要： 下記①～⑥のメニューを組み合わせる自治体の取組を総合的に支援する補助事業

補助率： 国 1/3、都道府県等 1/3、市区町村 1/3
(都道府県等が直接実施する場合、都道府県等 2/3)

対象(交付先)： 都道府県・政令市・中核市(以下「都道府県等」)

件数・単価： 各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1

地域と学校の連携・協働体制構築事業

7,052百万円(7,052百万円)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動、働き方改革や地方創生(郷土教育・地域産業人材育成等)に資する取組など多様な活動を推進。

2

地域における家庭教育支援基盤構築事業

68百万円(68百万円)

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

212百万円(240百万円)

スクールガード・リーダーやスクールガード(学校安全ボランティア)等の活用に加え、スクールガードや学校の安全点検等に参画するボランティア等の養成・資質向上の促進により、学校や通学路における子供の安全確保をより一層強化。

4

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

9百万円(9百万円)

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する自治体の取組を支援。

5

健全育成のための体験活動推進事業

99百万円(99百万円)

自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など宿泊を伴う様々な体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促進。

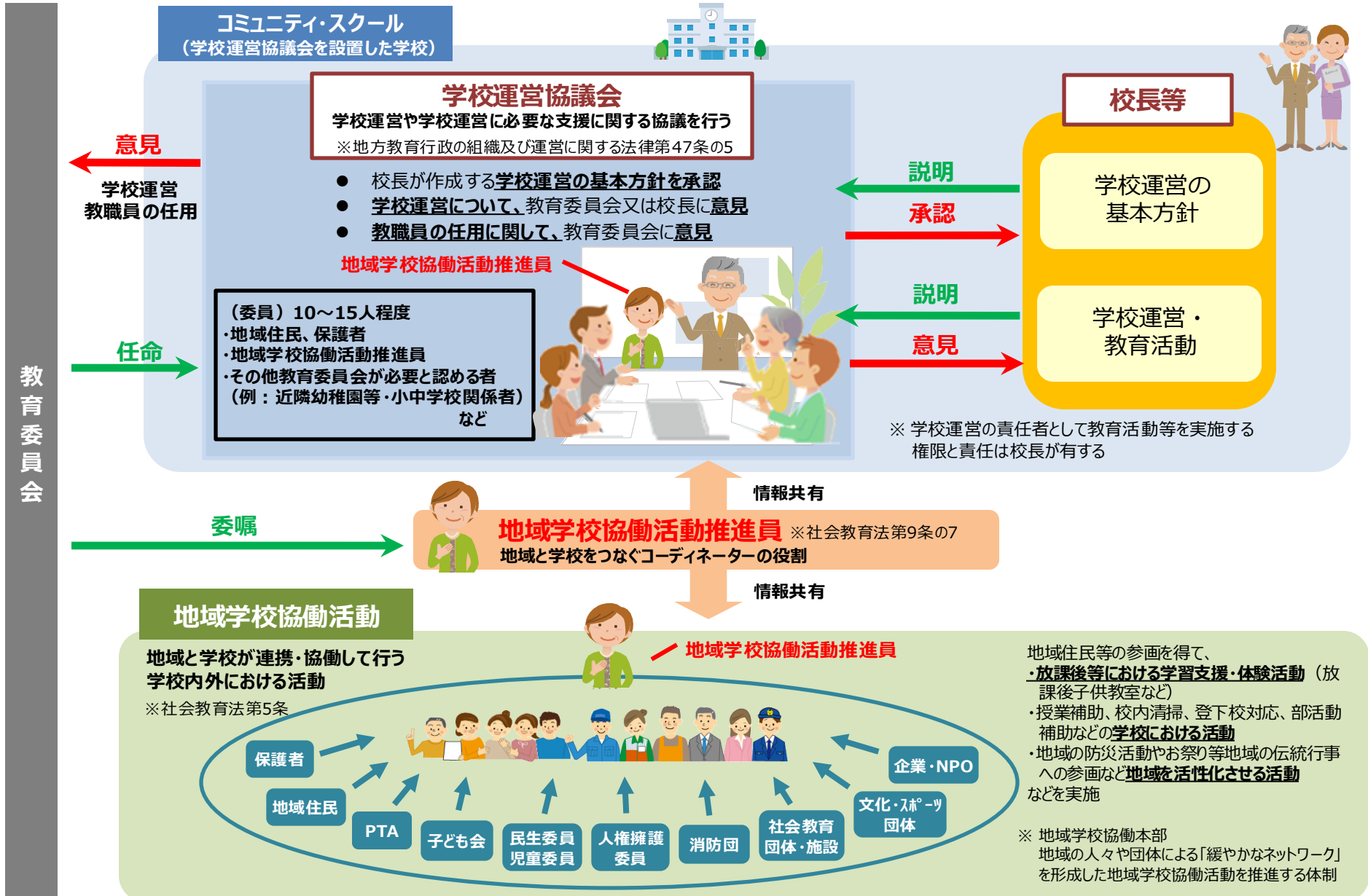
6

地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

7百万円(8百万円)

キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進し、地元で就職し地域を担う人材を育成。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸術学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



学習支援（地域未来塾）

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額
令和7年度補正予算額

57億円
37億円）
82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費 等〕
- ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
〔参加費・保険料 等〕
- ③ 推進体制の整備等★
〔コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保 等〕

〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（※1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉

（2）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行ったため、実証事業を実施。〈定額補助：国10/10〉

- ＜主な重点課題＞
- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・バラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保 等

（3）中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

【17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）】〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（※1）〉

（4）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

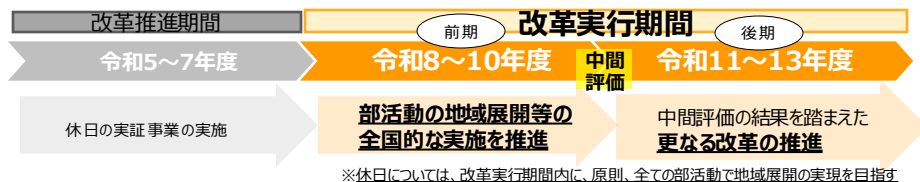
委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）★（一部）
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等



※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】
地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

根拠法令

- スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）
第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）
附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3
*2 本資料における「スポーツ」は障害者スポーツ、「文化芸術」は、障害者芸術、「中学校」は特別支援学校中学校等を含む。

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和8年度予算額(案)	2,817,891千円	スポーツ庁
(前年度予算額)	3,208,456千円	
令和7年度補正予算額	2,200,565千円	
(令和6年度補正予算額)	1,561,459千円	

事業開始年度 平成23年度～

▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。

- 地域のスポーツ環境の充実
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
- 災害時には避難所として活用されるための環境整備(耐震化及び空調設備の整備等)

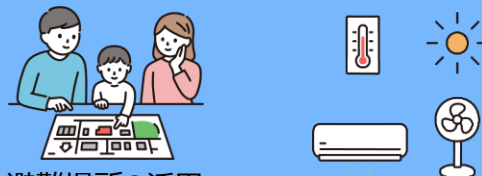
スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

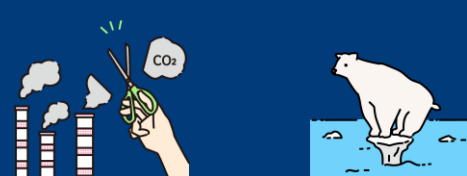
国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化(構造体・非構造体)
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助 ※空調新設、社会体育施設の複合化・集約化等は1/2

R8制度改正

- 社会体育施設の空調設備(新設)について、補助率引上げ措置の期間延長(令和12年度まで)

事業開始年度 令和5年度～

▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修(28.2億円の内0.2億円)を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

小中一貫教育が求められる背景・理由

<検討の経緯>

- 平成26年 7月 教育再生実行会議 第五次提言 『今後の学制等の在り方について』
- 12月 中央教育審議会答申
『子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』
- 平成28年 4月 学校教育法等の一部を改正する法律の施行

背景

- ① 義務教育の目的・目標規定 の新設
- ② 小学校への英語教育の導入や中学校の授業時間数の増加など、近年の 教育内容の量的・質的充実 への対応
- ③ 小学校高学年段階における児童の 身体的発達の早期化 等に関わる現象
- ④ 中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中1ギャップへの対応
- ⑤ 少子化等に伴う 学校の社会性育成機能の強化 の必要性

小中一貫教育制度、学校数の推移

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

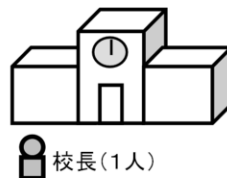
小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種（一つの学校）
⇒一人の校長、
一つの教職員組織

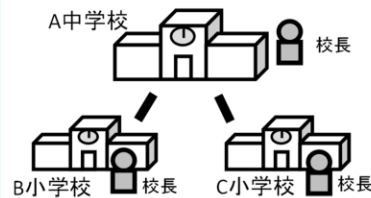
修業年限：9年
（前期課程6年+後期課程3年）



小中一貫型小学校・中学校

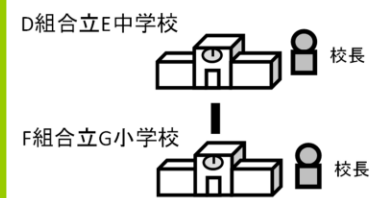
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 （同一の設置者）



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

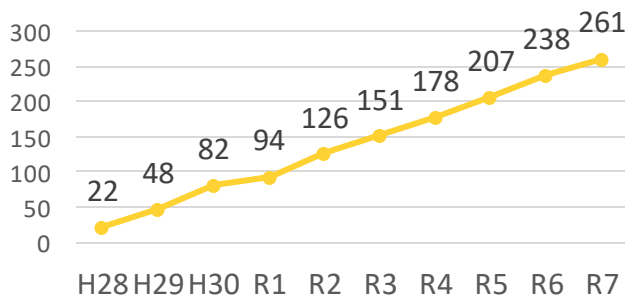
③連携型小学校・中学校 （異なる設置者）



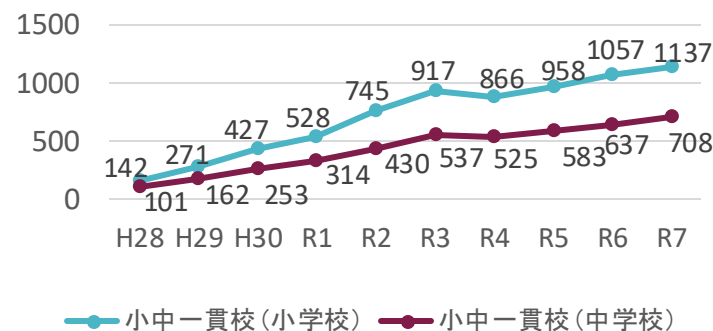
※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

学校数(校) 義務教育学校数



学校数(校) 小中一貫校(小学校・中学校)数



学校基本調査(文部科学省)をもとに
教育制度改革室にて作成

※いずれも国立、私立を含む
※令和3年度の小中一貫校(小学校・中学校)数については、学校基本調査において、一部都道府県で登録した数に誤りがあったため、改めて該当都道府県に確認の上、作成している。

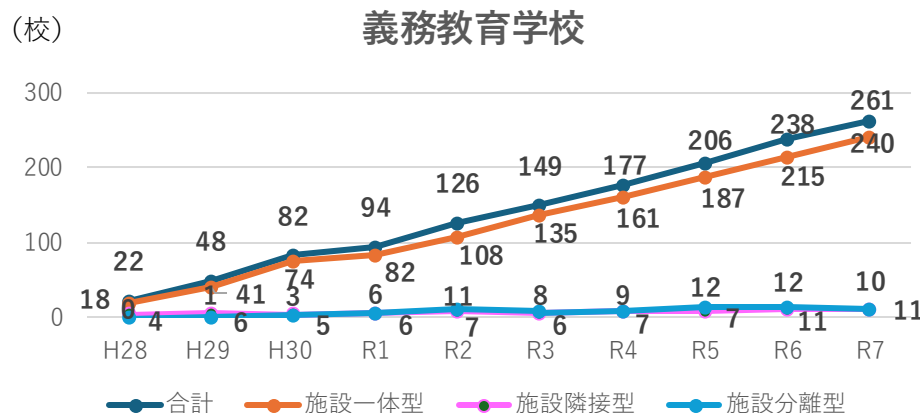
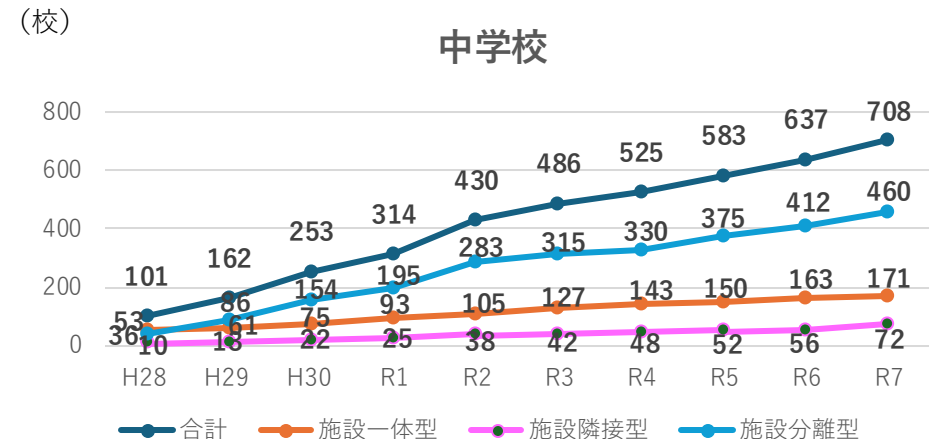
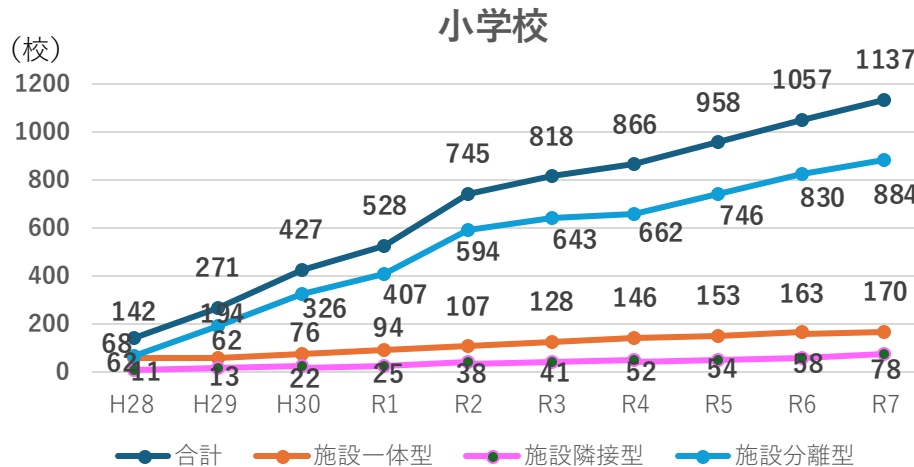
小中一貫教育を行う学校の施設形態

「施設一体型」: 小中一貫教育を実施する学校について、校舎の全部(※)が一体的に設置されているもの(複数の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む)

※「全部」=学校設置基準上の「後者に備えるべき施設」が全て整備されていること

「施設隣接型」: 小中一貫教育を実施する学校について、同一の敷地又は隣接する敷地に、複数の校舎が隣接して設置されているもの。

「施設分離型」: 小中一貫教育を実施する学校について、隣接していない異なる敷地に、複数の校舎が分離して設置されているもの(共に小中一貫教育を実施する同一学校種の校舎が分離して設置されている場合を含む。)



※学校基本調査(文部科学省)をもとに教育制度改革室にて作成

※いずれも国立、私立を含む

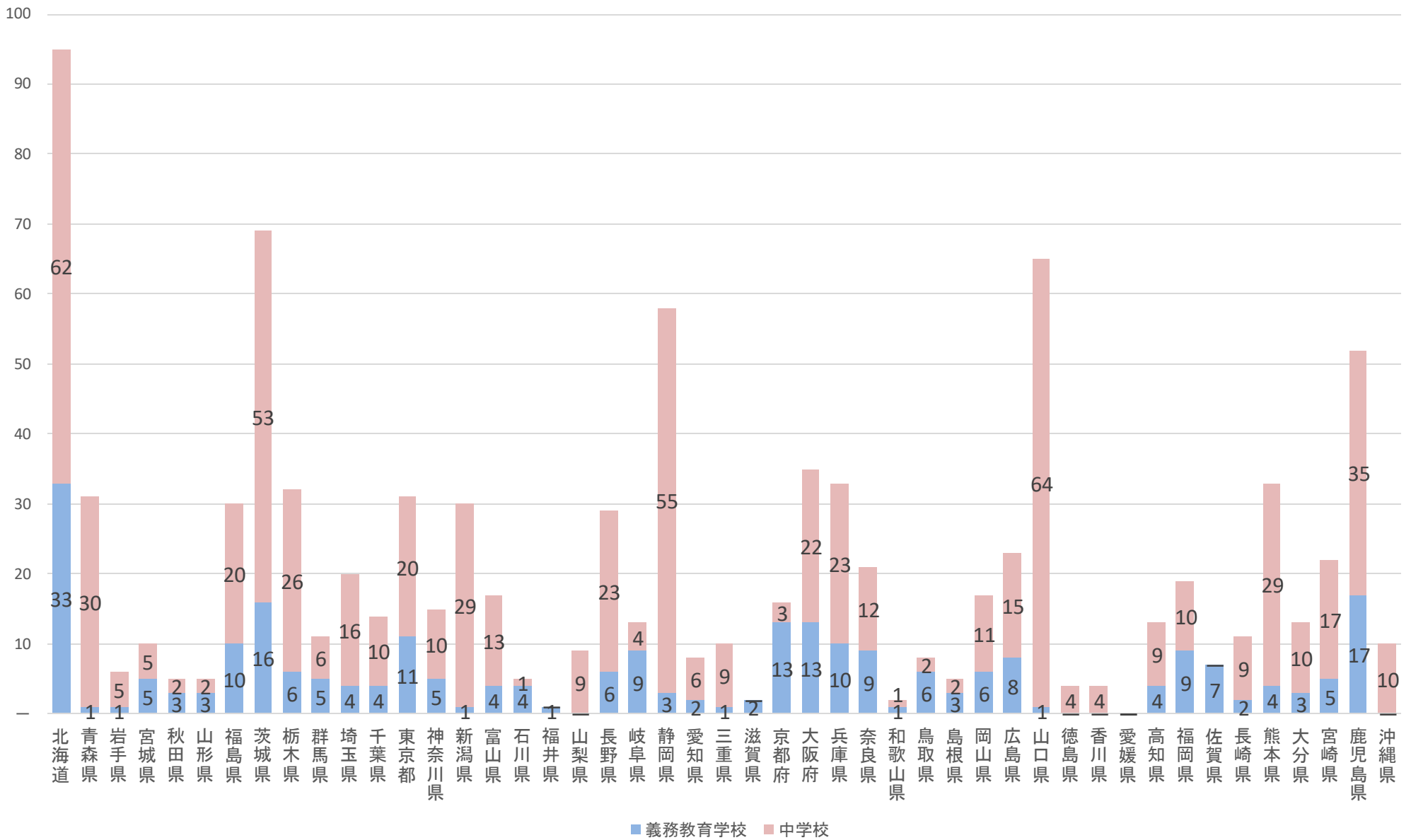
※学校教育法施行規則の規定に基づく小中一貫教育を行う学校が対象。

※令和3年度の小中一貫校(小学校・中学校)数については、学校基本調査において、一部都道府県で登録した数に誤りがあったため、改めて該当都道府県に確認の上、作成している。

※「その他」の区分については、少数のためグラフに反映していない。

小中一貫教育を実施している学校数(設置形態別・都道府県別)

(校)



＜小中一貫の利点を活かした教育課程の編成・実施＞

- 義務教育9年間を見通した「確かな学び」 [岩手県] 大槌町立大槌学園（義務教育学校）
- 小中一貫で実現する「確かな学力の向上」 [東京都] 足立区立新田学園（併設型）
- 小中一貫した教育課程「ふるさと学習」 [長野県] 信濃町立信濃小中学校（義務教育学校）
- 小学校における教科担任制の実施 [京都府] 京丹後市立久美浜中学校区（併設型）
- 小学校と中学校の教員の相互乗り入れによるすべての児童生徒とかがわりあう学習環境 [石川県] 珠洲市立宝立小中学校（義務教育学校）
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた小中合同の授業改善・授業研究 [神奈川県] 横浜市立義務教育学校霧が丘学園（義務教育学校）

＜学校経営の視点からの校長コラム＞

- 校長1人の場合の学校経営（義務教育学校）
～9年間のグランドデザイン、教育課程の特例を活用した特色ある学び（プログラミング学習）、全職員で行う「魅力ある学校環境」での「ワクワクする授業」～
[茨城県] つくば市立みどりの学園義務教育学校 毛利靖校長
- 校長2人の場合の学校経営（併設型） ～9年間を見通した探究的な学び、「令和の学校を創る」教職員集団～
[埼玉県] 戸田市立戸田東小学校 小高美恵子校長、戸田東中学校 鈴木研二校長

＜小中一貫×「〇〇〇」～小中一貫教育の導入をきっかけとした特色ある教育の追求～＞

- 9年間で夢と志を育むことを通じた学校を拠点とした「地域の活性化」 [高知県] 高知市立義務教育学校土佐山学舎（義務教育学校）
- 小中一貫でこそ実現する自律的学習者を育成するためのPBLを中心とした「キャリア教育」 [福岡県] 飯塚市立小中一貫校幸袋校（併設型）
- 学習環境への継続的な配慮を通じた「特別支援教育」の充実 [千葉県] 鴨川市立長狭小学校・長狭中学校（併設型）
- 安心した学校生活を支える9年間を見通した取組 [山梨県] 南アルプス市立小中一貫校八田小中学校（併設型）
- 小中一貫教育の利点をより享受するための「校務の情報化」 [宮崎県] 新富町立新田小中学校（併設型）

＜地方教育行政の視点からの小中一貫教育コラム＞

- 小中一貫教育で描く義務教育9年間のグランドデザイン [新潟県] 三条市教育委員会
- 地域との3年間の話し合いから生まれた義務教育学校 [秋田県] 北秋田市教育委員会

小中一貫教育を行う学校施設の整備に関する先行事例

小中一貫教育に適した学校施設の在り方について(概要) ～ 子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて ～
(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 平成27年7月)

【第3章 第2-3】施設一体型の留意事項

教育活動の一貫性確保への対応 (学年段階の区切りへの対応)



はるひ野小中学校
「児童生徒の発達段階に応じた教室環境」

小学校低学年用の教室環境は、教室を中心に教科学習などが行われることに配慮して、教室周りを充実させている

安全性の確保 (低学年児童用の広場等の計画)



低学年児童が安心して遊べるよう、教室に隣接するところに、遊具の設置とともに芝生を整備している

飛島学園
「しばふ広場」

学校運営の一貫性確保への対応 (職員室の一体的な利用)



春日学園
「職員室、事務室を統合した校務センター」

小・中学校段階の教職員が、日常的に業務の連携やコミュニケーションを取ることができるオープンな空間を確保している

【第3章 第2-5】既存学校施設の有効活用

特別教室型から教科教室型へ改修



〔数学教室〕

中学校段階においては、生徒自らが主体的に学ぶことを重視して教科教室型に改修している



〔ホームベース〕(生徒の居場所)

府南学園(第一中学校)

【第3章 第2-4】施設隣接型・分離型の留意事項

教育活動の一貫性確保への対応 (連絡通路の設置)



京都教育大学附属京都小中学校
「隣接する施設をつなぐ連絡通路」

小中一貫教育の効果的な実施のため、施設間を連絡通路で接続し、施設を一体的に利用している

安全性の確保

(階段の昇降に係る児童の安全性確保)



児童が利用する階段について、安全に昇降できるよう段差（けあげ）の寸法を小さくする改修を行っている

東山泉小中学校（東学舎）
「既存の中学校校舎の階段段差の改善」

学校運営の一貫性確保への対応 (合同研修室の整備)



府南学園（第一中学校）
「小・中学校 合同の研修スペース」

学園（4小学校 + 1 中学校）の教職員が合同で研修を行うため、中学校の余裕教室に研修スペースを設けている

【第3章 第2-6】地域と共にある学校施設の整備

地域ぐるみで子供たちの学びを支える場の確保



地域住民を招き、民話学習や茶道教室等が行われている

〔語り部の部屋〕



郷土が生んだ文学者や芸術家等の作品を紹介している

〔郷土資料室〕

湖南小中学校

- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げる**ことや、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを 実現する遠隔教育

海外の学校との交流学习



- ・台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

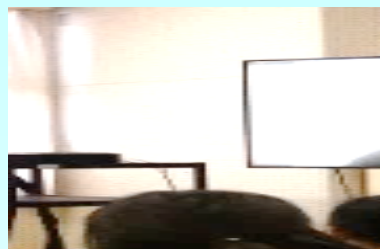
小規模校の課題解消に向けた合同授業



- ・小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- ・大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- ・教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- ・特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に 応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- ・日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



- ・病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

遠隔教育の現状

- 遠隔教育を実施している学校の割合は大幅に増加（R1 7.6%→R6 57.0%）しており、令和6年度時点で57.0%の学校が「実施している」と回答。多様な人々とつながったり、教科の学びを深めたり、個々の子供たちの状況に応じた支援を実施したりするなど、様々な取組が進んでいる。
- 遠隔教育の活用促進のためには、1人1台端末環境などのGIGAスクール構想を引き続き着実に推進することが不可欠。

参考：学校における様々な取組事例

多様な進度・興味関心に応じた個別最適な学びの複線化



海外の学校との交流学习



海外の英会話講師とのマンツーマンレッスン



小規模校の課題解消に向けた合同授業



病気療養児への学習指導



オンライン教育の活用にあたっての基本的な考え方

基本方針

- オンライン教育は、学校での学びをより充実させるとともに、学びへのアクセスを保障するという観点から、学校や子供たちの実態に応じて積極的に活用することが重要。
- 活用の推進にあたっては、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことを踏まえる必要。
- 特に義務教育段階においては、教師が教室にいる一人一人に寄り添ってきめ細かな支援を行うため、教師が現場にいて、受け手も送り手もしっかり確認した上で授業を行うことが必要。

▶ **質の高い教育と児童生徒の安全・安心の保障**を前提に、**学校現場の創意工夫によるオンライン教育の実施を後押し**

参考資料

「教育現場におけるオンライン教育の活用」

(令和 3 年 3 月 29 日 内閣府特命担当大臣 (規制改革)、文部科学大臣)



「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（通知）」

(令和 6 年 3 月 29 日 5 文科初第 2543 号 文部科学省初等中等教育局長通知)



「義務教育の在り方ワーキンググループ 審議まとめ」

(令和 6 年 12 月 24 日 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた義務教育の在り方ワーキンググループ)



遠隔教育特例制度の改正について

遠隔教育特例制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、小規模の**中学校等**（※）において、当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合に、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて専門性の高い教師による指導を可能とする「教科・科目充実型」の遠隔授業を行うことを可能とする特例制度。

（※）中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

技術の免許状を
保有していない
A中学校の教員

中学校の技術の免許状および
A中学校の教員としての
身分を有する者(兼務発令等)

B 教諭

C 教諭



A中学校（受信側）



遠隔授業

※配信側については場所や
生徒の有無は問わない
※イメージ

制度改正の概要（令和6年4月～）

中央教育審議会 義務教育の在り方ワーキンググループの「中間まとめ」（令和5年12月）において、義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のため、学校現場の創意工夫が発揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となるような制度の見直しを行うことが提言されたこと等を踏まえ、以下を主な内容とする告示改正を実施。

- ・ **文部科学大臣による指定を不要**とし、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校現場の創意工夫による実施を可能とする。
- ・ 優れた外部人材の更なる活用を推進するため、**遠隔から授業を行う教員について**、中学校の教員免許状を有する者に加え、**特別非常勤講師等（※）の配置についても可能**とする。

（※）教育職員免許法第3条の2第1項に基づき当該中学校等の特別非常勤講師になる場合又は同法第16条の5第2項に基づき当該中学校等の専科担任になる場合。

特例の要件（改正後）

中学校等において、**地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして**文部科学大臣が定める下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）を満たしていると認められる場合**

- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 配信側の教員が、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること

（教育職員免許法第3条の2第1項に規定する特別非常勤講師又は同法第16条の5第2項に規定する中学校専科担任も可。）

- ・ 生徒が授業を履修する教室等に当該中学校等の教員（※）が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと

（※）普通免許状を有する教員のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教員や、特別非常勤講師の制度を利用して任用した教員であっても可。

- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- ・ 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

制度改正後の
遠隔教育特例制度について
（文部科学省HP）



「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて【概要】

令和5年7月19日 「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議 報告書

地方教育行政を取り巻く状況

- 教育を取り巻く**社会状況の変化**、外国人児童生徒や不登校児童生徒の増加等の多様化や教育DXをはじめとする学校現場における**課題の多様化・複雑化**
- 「令和の日本型学校教育」を構築するため「**個別最適な学び**」・「**協働的な学び**」の**一体的な充実**を図り、**主体的、対話的で深い学びを実現**する必要
- **平成26年の地教行法（※）の改正** → 施行されて8年以上が経過し、**制度運用の成果と課題の整理**が必要

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の在り方に係る基本的考え方

- 各学校を所管する管理運営機関として、**指導等を通じた管理運営に加え、教育委員会が、積極的な支援を行うこと**
- **教育委員会の機能強化・活性化**を通じて、**教育長がリーダーシップを十分に発揮**すること、教育委員会が**合議制の執行機関として十分な役割を果たすこと**
- 教育委員会のみでは対処しきれない課題の解決や教育の更なる充実に向けて、**総合教育会議の更なる活用等により、首長との連携・協働を通じて対応していくこと**
- 小規模自治体においては、**近隣自治体等と連携しつつ取組を進めること**、特に、都道府県教委は、**広域自治体として、市町村教委への支援を積極的に行うこと**

基本的な考え方を踏まえた具体的な方策等について

教育委員会の機能強化・活性化

【教育委員会会議の活性化】

- ・ 事前勉強会開催や教育委員提案に基づく課題設定など教育委員会会議活性化等

【教育長、教育委員の人選、資質・能力の在り方】

- ・ 教育の状況や候補者の資質・能力、特性等を踏まえた教育長の選任等

【教育委員会事務局の在り方】

- ・ 様々な研修の機会等を通じて指導主事の資質・能力の向上を図ること等

教育長と首長との効果的な連携の在り方

【危機管理に係る対応】

- ・ 総合教育会議を災害発生時の対応に係る議題で開催するなど首長との認識共有等

【総合的な施策の大綱の策定等】

- ・ 総合教育会議等における大綱を踏まえた取組の進捗状況等の共有等

【総合教育会議の在り方】

- ・ いじめ重大事態等緊急の場合の総合教育会議等を通じた協議・調整実施の徹底等

【関係部局等との連携の促進】

- ・ 専門家の配置、組織改編等を通じた教育委員会事務局と関係部局の連携実現等

学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割

【学校の自主性・自律性を促す取組の実施】

- ・ 学校予算に係る裁量の拡大の取組の推進や外部資金の獲得等

【教師が教育活動に専念できる環境整備】

- ・ 保護者等による過剰な苦情や不当な要求等への対応に係る各教育委員会の支援体制の構築
- ・ 学校事務職員がその役割を発揮できるよう支援に取り組むこと等

小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策

【現状と課題】

- ・ 職員数10人以下の教育委員会は全体の約3割、指導主事未配置の教育委員会は約2割（※）。小規模自治体は必ずしも十分な体制が構築されていない中で様々な課題への対応が必要（※）「教育委員会の現状に関する調査」（令和3年度間）
- 都道府県の支援とともに広域連携を含めた各自治体の一層の取組が必要

【必要な方策】

- ・ 都道府県教委は広域自治体として、域内の市町村教委への適切な支援を行うこと
- ・ 自治体間連携に係る取組について、事例の把握創出・横展開等積極的な支援
- ・ 指導主事の共同設置や、校長経験者等のアドバイザー等としての任用
- ・ 小規模自治体指導主事対象オンライン情報交換やネットワークづくりの場設置等

国における対応として、
① **総合教育会議の活性化**や**自治体間連携の促進**に向けた支援、
② **手引きの作成・公表**による**取組事例**や**留意事項等**の周知、
③ 特に**小規模自治体の指導主事に係るオンラインの情報共有・ネットワークづくりの場の提供** 等

（報告書QRコード）



就学校の指定・区域外就学の活用状況調査について

調査の趣旨

- 過去、平成24年に学校選択制（※1）に関する調査を行っていたところであるが、10年が経過し、この間、公立小中学校数・児童生徒数が大きく減少するなど学校を取り巻く状況は大きく変化しており、そうした状況の変化が就学校の指定や区域外就学（※2）の在り方等にも影響を与えていると考えられることから、全国の市町村教育委員会を対象に「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査」を実施（調査基準日：令和4年5月1日時点）。

※1 設置する学校が複数校ある市町村が、就学校を指定する際に、事前に保護者の意見を聴取する制度。

※2 在住市町村の設置する学校以外の学校に通うこと。

- 調査結果の詳細は、令和5年3月24日文部科学省ホームページで公表するとともに、市町村教育委員会が就学事務を適切に実施できるよう都道府県教育委員会を通じて全国の市町村教育委員会に周知。

【文科省HP：https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_syoto02-000028555_1.pdf】

参考（どの学校に通学するかのイメージ図）

A市町村（複数校設置の場合）

（※以下、小学校複数校設置市町村、中学校複数校設置市町村という。）

原則

通常、自宅の住所が属する通学区域により就学校が指定される

就学校の変更

就学校が指定された後で、別の通学区域の学校を指定してもらうよう変更の申立てをする
事前に聴取する場合は「学校選択制」

山村留学・漁村留学



自然豊かな農山漁村にある程度の期間移り住み、地元小・中学校に通いながら、様々な体験を積む活動

他の市町村等



区域外就学

他の市町村等の設置する学校に就学する

学校選択制の実施状況

- 就学校を指定し得る学校が2校以上ある教育委員会の全教育委員会に占める割合は小学校等で1455（83%）、中学校等で1131（65%）、そのうち、事前に保護者の意見を聴取する学校選択制を小学校で採用している市町村は331（23%）、中学校で採用している市町村は227（20%）である。
- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加している。

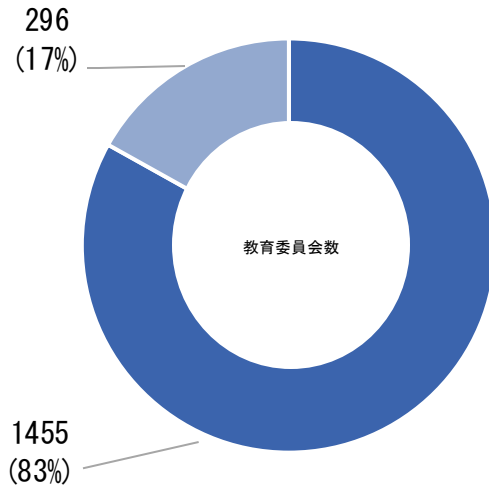
<実施状況>

就学校の指定をし得る教育委員会数

※事務組合等を含む。以下、総称して「教育委員会」とする。

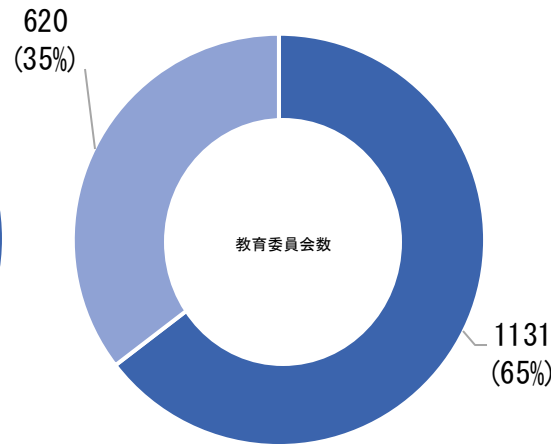
（小学校等）

回答者数：1751



（中学校等）

回答者数：1751

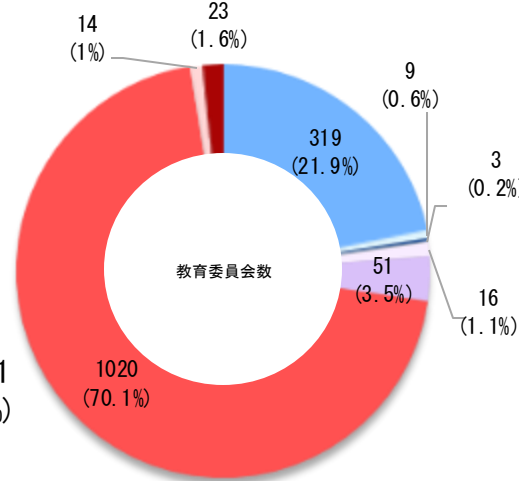


- 2校以上ある
- ない

学校選択制の導入状況

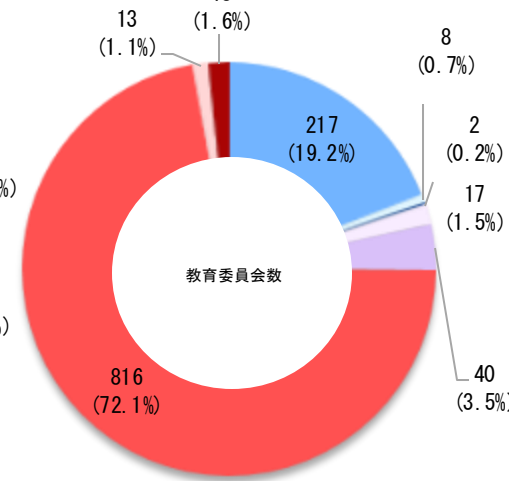
（小学校等）

回答者数：1455



（中学校等）

回答者数：1131

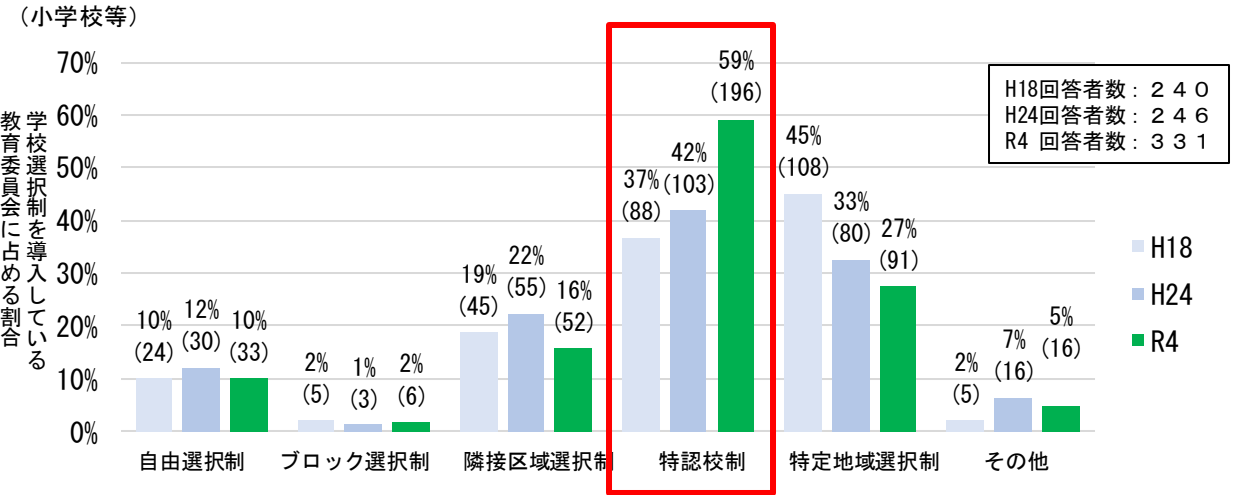


- 導入している。
- 導入しているが、見直しを検討中である。
- 導入しているが、見直しの結果、既に廃止が決定している。
- 導入していないが、導入について検討中である。
- 導入していないが、導入について今後検討予定である。
- 導入していないが、今後検討する予定もない。
- 導入について検討した結果、導入しないこととした。
- 過去において導入していたが、見直しの結果、既に廃止した。

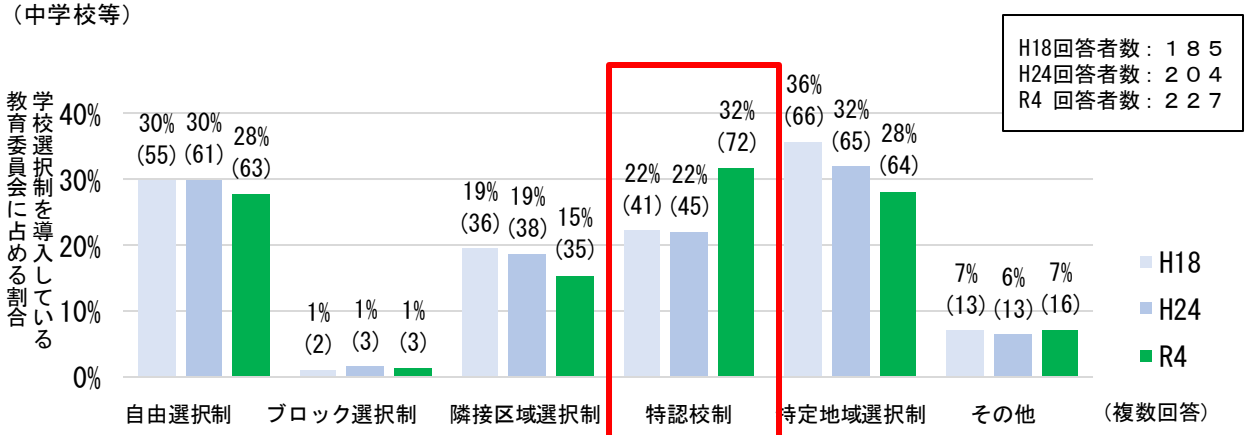
※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計は一致しない場合がある

就学校の指定について

- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加する一方、学校選択制を採用する場合には、特認校制を採用している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、中学校で特認校制を採用している市町村72（32%）である。

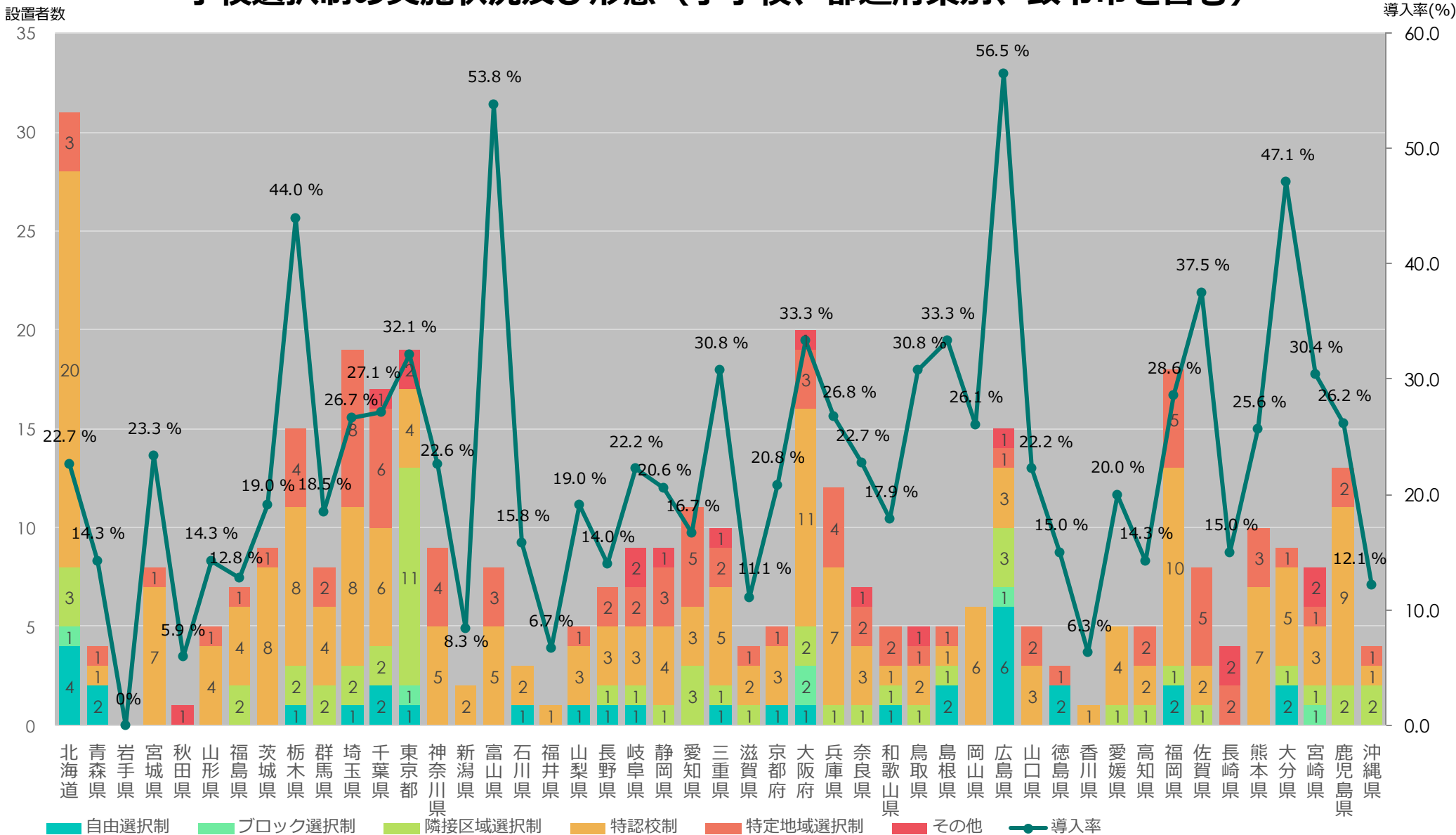


自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの (例) 山間部で小規模となっている学校について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択することを認める場合
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、就学を認めるもの (例) 都市部で大規模となっている地域に居住する者について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内の通学区域外の学校を選択することを認める場合
その他	上記以外のもの



学校選択制の実施状況（小学校・都道府県別）

学校選択制の実施状況及び形態（小学校、都道府県別、政令市を含む）

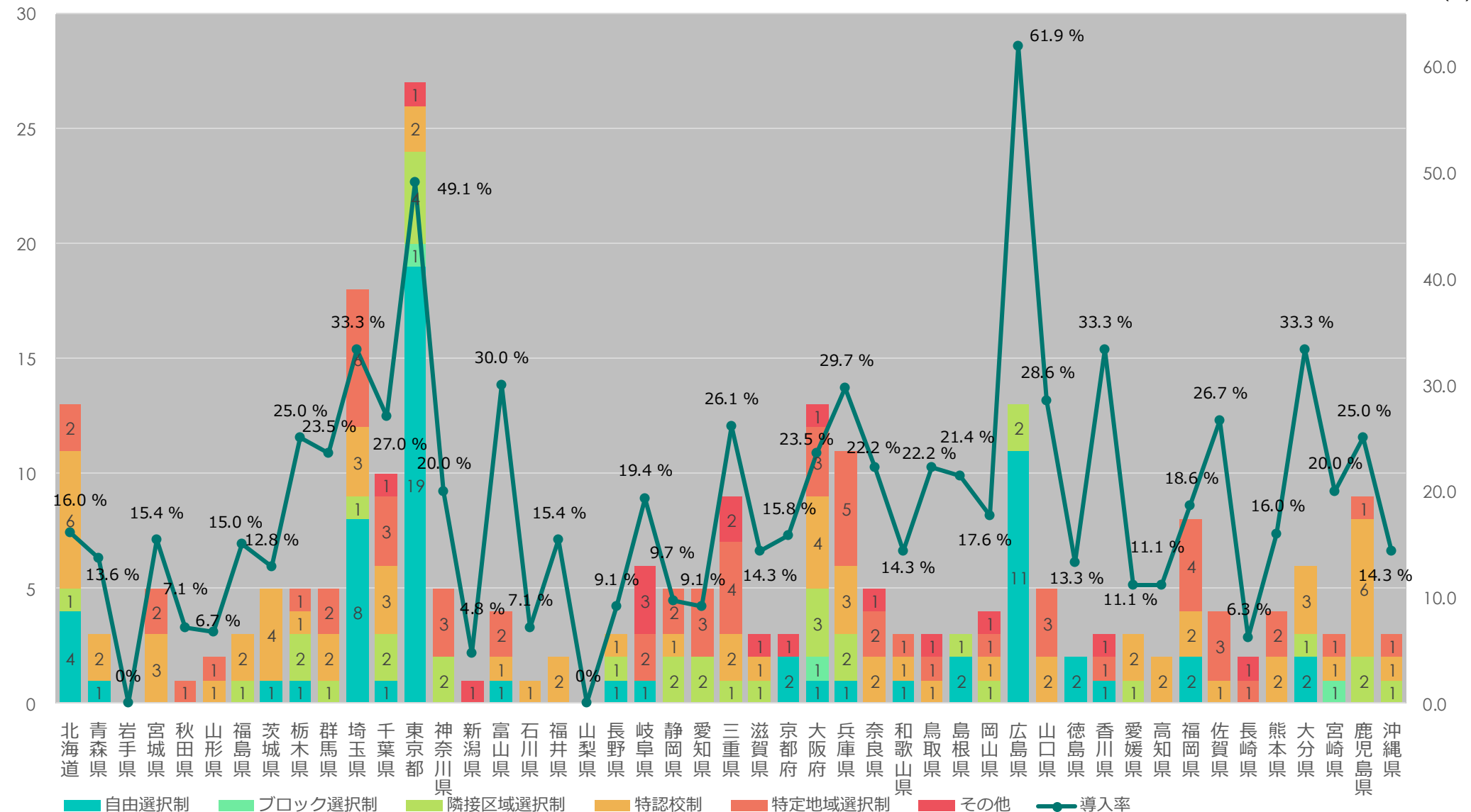


学校選択制の実施状況（中学校・都道府県別）

学校選択制の実施状況及び形態（中学校、都道府県別、政令市を含む）

設置者数

導入率(%)



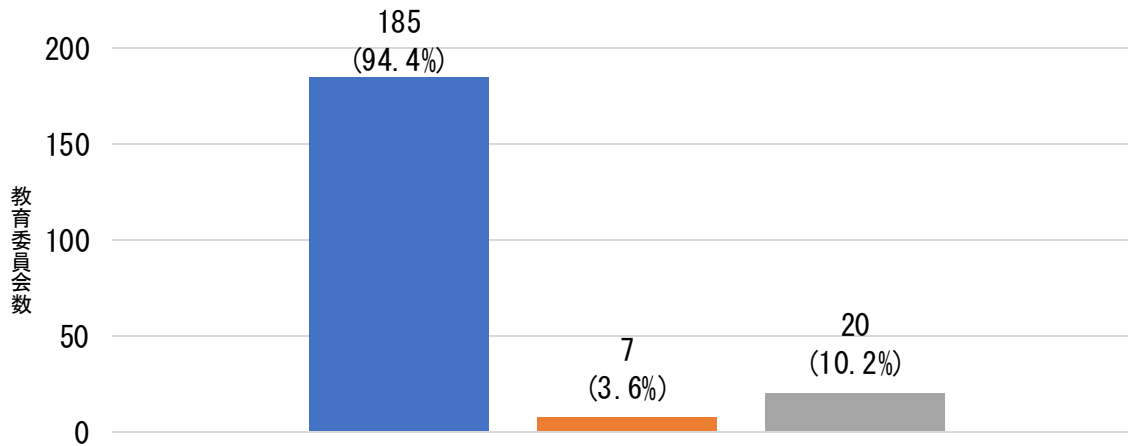
※ 導入率=学校選択制を導入している設置者数/2校以上の中学校を置く設置者数

特認校制の導入理由

- 特認校制を採用している場合には、特に、小規模校の課題解消方策として、小規模特認校を導入している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は185（94%）、中学校で特認校制を採用している市町村は72（32%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は62（86%）である。

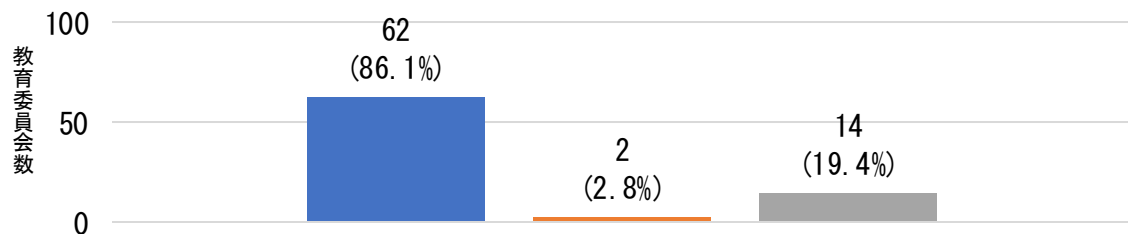
（小学校等）

回答者数：196



（中学校等）

回答者数：72



- 小規模校の課題解消のため（いわゆる小規模特認校）。
- 過大規模校の課題解消のため。
- その他（自由記述）

（複数回答）

「その他」の例は次のとおり

（小学校等）

- ・中学校は通学区域に関係なく、学校を選択できていることから、小中一貫校については、小学校から選択を認めている
- ・特色ある教育を実践する義務教育学校への就学機会の拡大を図るため

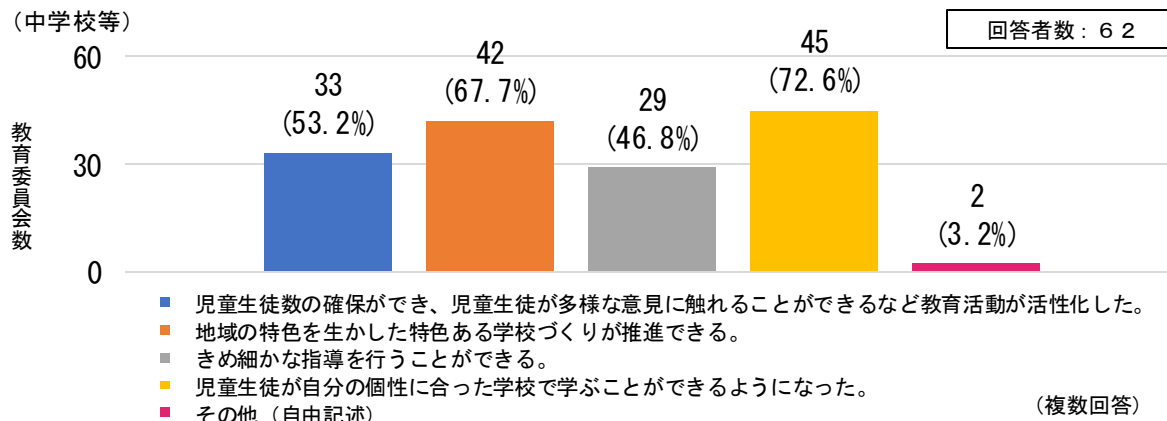
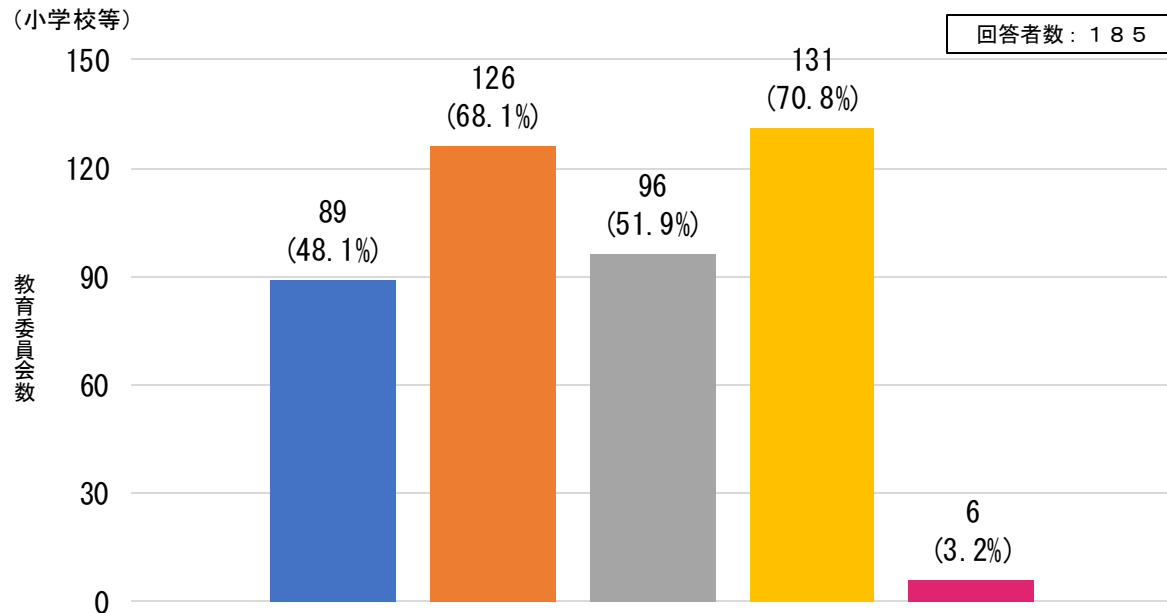
（小・中学校等共通）

- ・自然環境に恵まれ、その環境を生かした特色ある教育を推進し、豊かな人間性を培うための教育活動を行う学校において教育を受けることを希望する児童生徒を受け入れるため
- ・学習指導要領の改訂の趣旨と本自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の特性を活かし、小中一貫の9年間を通した英語教育やグローバル化への積極的取組と課題解消へ向けた環境づくり推進のため

就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和4年5月1日時点）

小規模特認校を導入してよかったこと

- 小規模特認校制を導入してよかったこととしては、「児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった」ことに続き、「地域の特色を生かした特色ある学校づくりが推進できる」をあげている自治体が多い（小学校で126（68.1%）、中学校で42（67.7%））。



「その他」の例は次のとおり

(小学校等)

- ・ 大中規模校で学校に通うことが難しかった児童が、小規模特認校への通学により登校することができるようになった例があった

(小・中学校等共通)

- ・ ICT環境の整備により英語教育、異文化理解、コミュニケーション育成、学年を超えた交流によりリーダーシップ育成等小中一貫性のメリットが現れてきた

区域外就学による二拠点居住等の受け入れ実績

- 二拠点居住・ワーケーションについて小学校で受け入れている市町村は134（8％）、中学校で受け入れている市町村は89（5％）。受け入れている市町村は主に教育活動や地域の活性化を利点として挙げている一方で、主な課題として、教科書や授業の進捗の違いなどの学校間の教育活動の継続の困難さや、転校先の人間関係や環境への適合、生活面での指導や対応の困難さを挙げている。

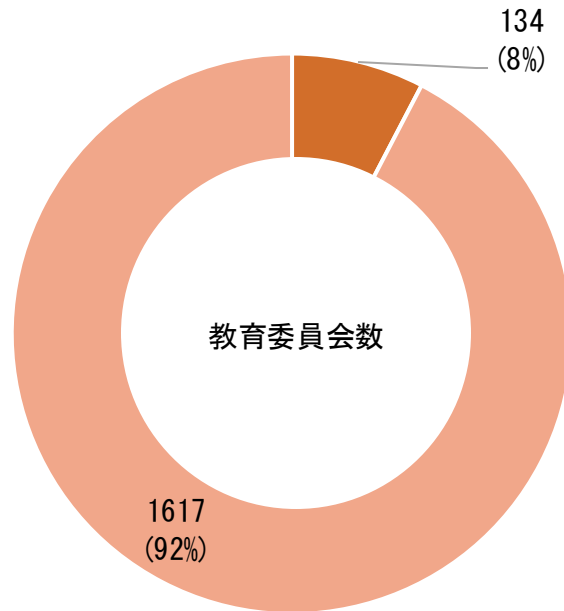
いわゆる二拠点居住※¹、ワーケーション※²を行う保護者とともに普段の居住地から離れるといった理由により、区域外就学を活用して受け入れている例

※ 1 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方のこと。

※ 2 仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの。

（小学校等）

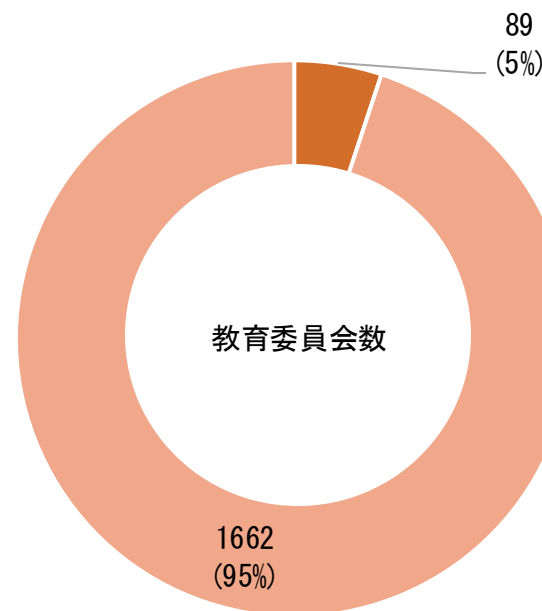
回答者数：1751



■ 認めている例がある。

（中学校等）

回答者数：1751



■ 認めている例がない。

（参考）「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」（平成29年7月26日付け29初初令第22号初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長通知）

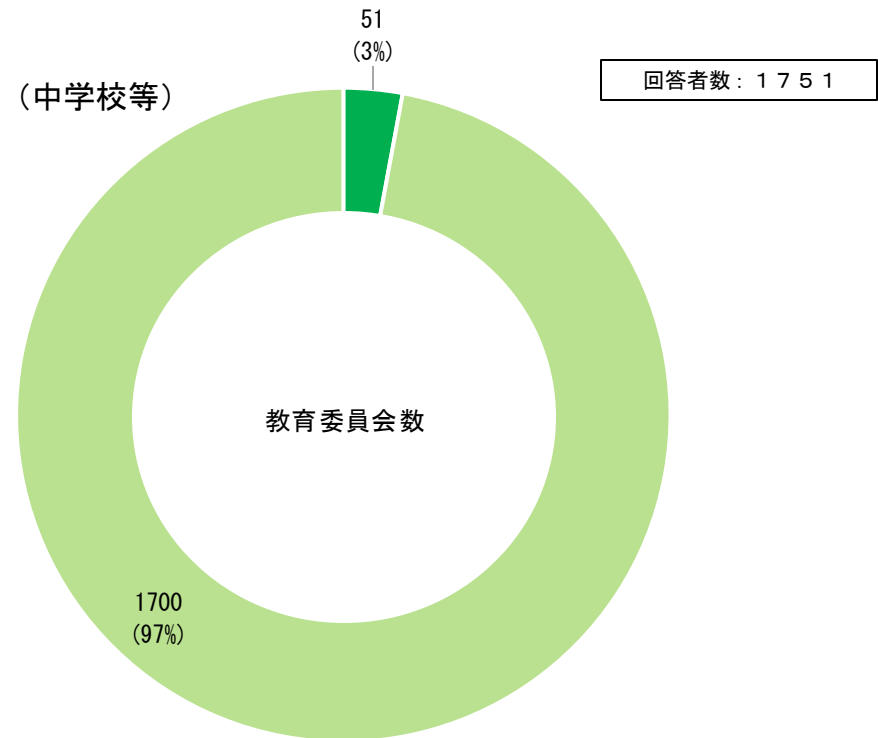
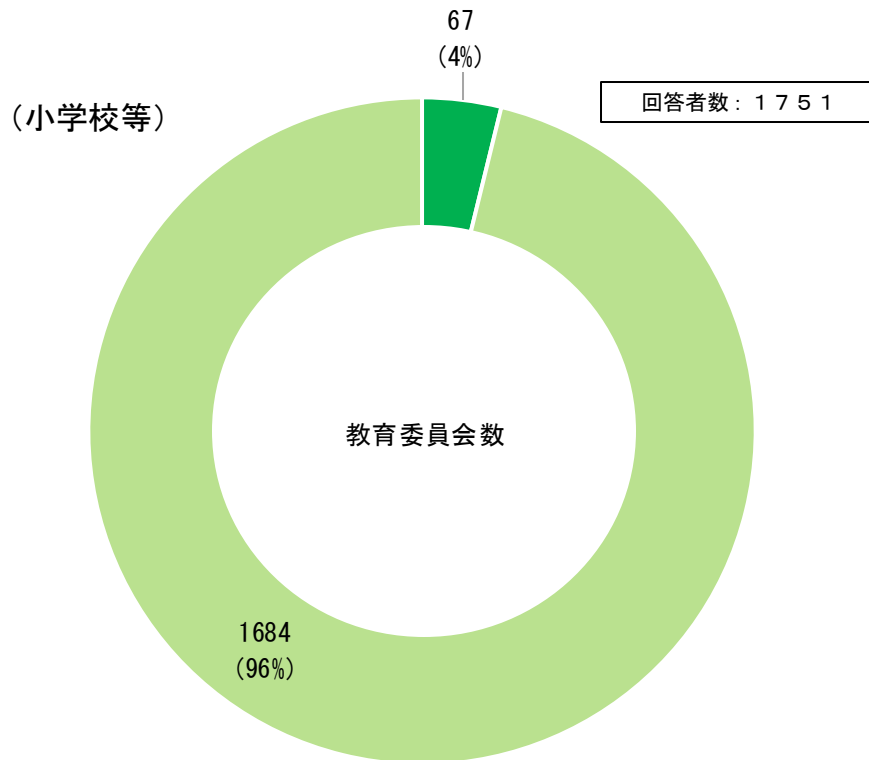
区域外就学については、「通学区域制度の弾力的運用について」（平成9年1月27日付け文初小第78号文部省初等中等教育局長通知）において、「市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができる」としております。この「相当と認めるとき」には、**地方への一時的な移住や二地域に居住するといった理由から、保護者が児童生徒を住所の存する市町村以外の学校において就学させようとする際、市町村教育委員会において、教育上の影響等に留意しつつ、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認められる場合も含まれる**ところです。

山村留学・漁村留学について

- 山村留学・漁村留学を小学校で受け入れている市町村は67（4%）、中学校で受け入れている市町村は51（3%）。
- 受け入れている市町村は主に地域の活性化や移住促進、関係人口の増加、小規模校の課題解消を利点として挙げている一方で、主な課題として、他市町村から来た児童生徒の住環境の整備やホストファミリー等の調整の困難さを挙げている。

過去3年間の受入れ実績（平成31年4月1日～令和4年3月31日に他市区町村に在住している児童生徒を山村留学・漁村留学※として受入れを認めている例）

※自然豊かな農山漁村に、小・中学生がある程度の期間移り住み、地元小・中学校に通いながら、様々な体験を積む活動のこと。



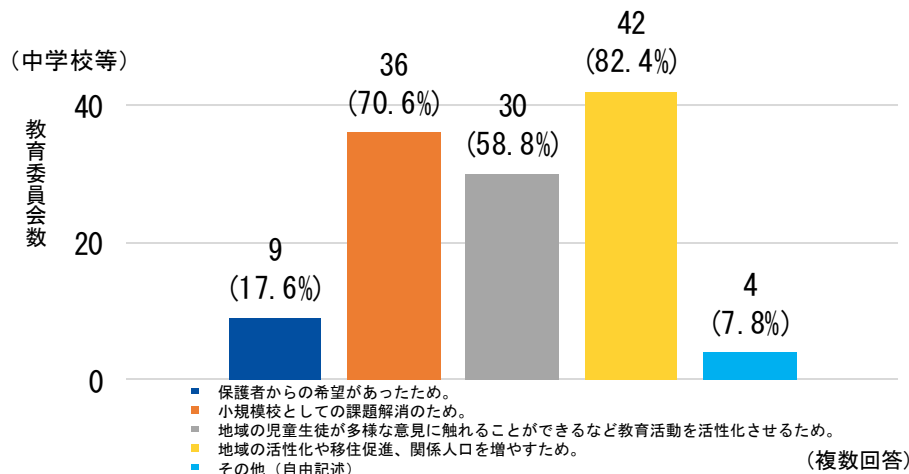
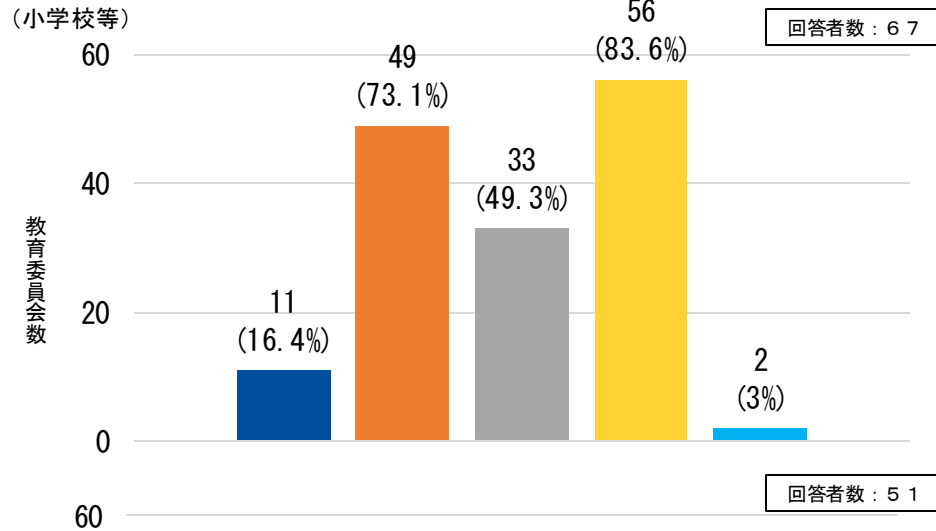
■ 認めている例がある。

■ 認めている例がない。

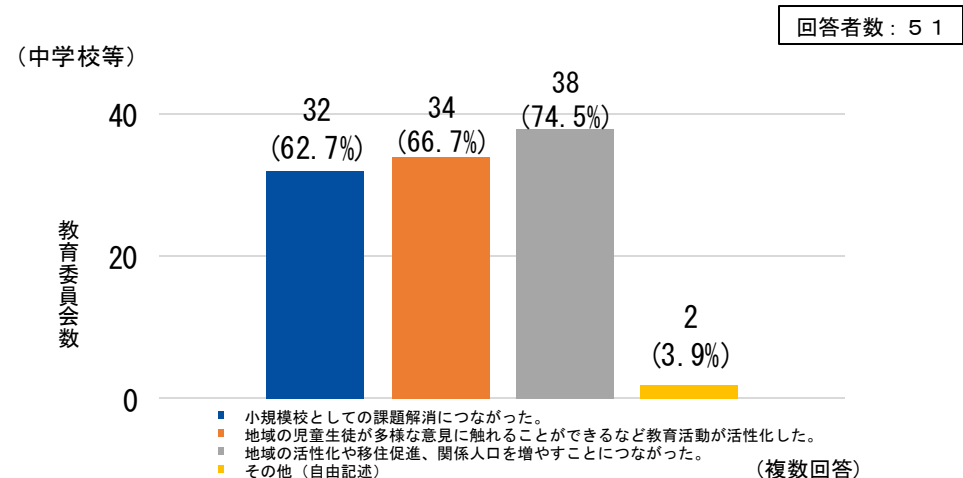
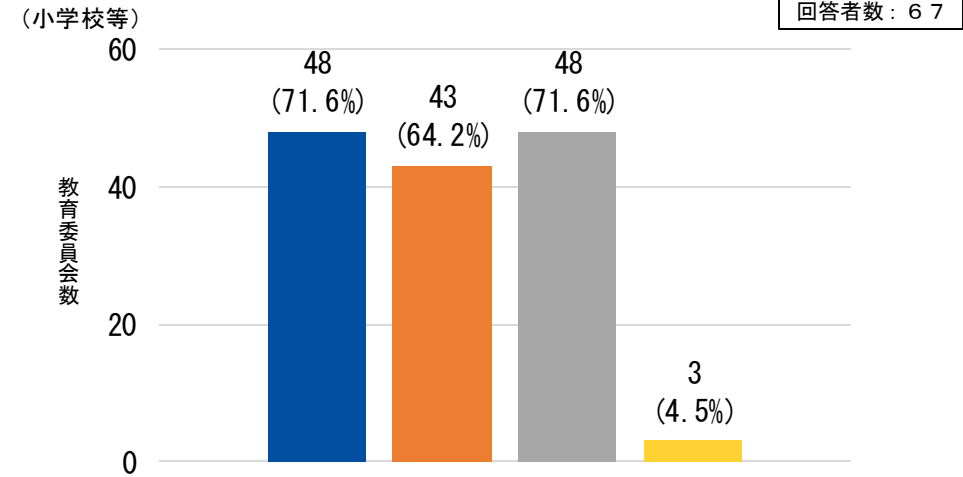
山村留学・漁村留学について

- 山村留学・漁村留学を導入した目的は、「地域の活性化や移住促進、関係人口を増やすため」としている自治体が多い（小学校で56（83.6%）、中学校で42（82.4%））。また、導入してよかったこととして、「地域の活性化や移住促進、関係人口を増やすことにつながった」「小規模校としての課題解消につながった」「地域の児童生徒が多様な意見に触れることができるなど教育活動が活性化した」をあげている自治体は全体の6割以上である。

導入目的・きっかけ



導入してよかったこと





ご清聴いただき
ありがとうございました。